

パブリック・コメントの実施結果について

平成23年度10月21日

古賀市都市計画課

(土地利用政策係)

パブリック・コメント手続きを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続き実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の課題	古賀市美しいまちづくりプラン
(2) パブリック・コメント手続きの実施期間(政策等の案の公表日)	平成23年8月1日から8月30日まで(平成23年8月1日)
(3) 提出意見等	別紙のとおり
(4) 政策等の案からの変更点及び理由	別紙のとおり

本件に関するお問い合わせ先

古賀市都市計画課 土地利用政策係(電話092-942-1268)

「古賀市美しいまちづくりプラン(景観基本計画)」(案)

「古賀市美しいまちづくりプラン(景観基本計画)」(案)に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	古賀市美しいまちづくりプラン(景観基本計画)
(2) 政策等の案の公表日	平成23年8月1日(月)
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	平成23年8月1日(月)～平成23年8月30日(火) (30日間)
(4) 意見等提出者数	5名
(5) 提出意見等件数	13件
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり
(7) その他の修正点	下記のとおり

■ 提出意見等を考慮した結果及びその理由

第1章 美しいまちづくりプラン(景観基本計画)とは

目次	原案	番号	パブリック・コメントの内容	反映の有無	理由等	
1 目的と役割	P2	1	「美しい街並みは子供たちを育てる」観点について加筆検討されたい。 (理由) 人は、環境の動物である。悪い環境で育つとそれに染まってしまふ。ゴミが落ちていけば、そこにゴミを捨てるのに罪悪感を感じ、落書きも同様である。綺麗な環境は、心の教育に大きな影響を与える。 よって、景観が子供達の教育に与える効果は、大きな目的と言えると思われるため。	良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。また、魅力的な美しい景観は、人々に潤いと安らぎを与え、居住環境の向上をもたらします。魅力的なまちの形成は人を育み、ひいては地域の産業や経済活動に活力を与えることにもつながります。	良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。また、魅力的な美しい景観は、人々に潤いと安らぎを与え、子ども達を育て、居住環境の向上をもたらすだけでなく、地域の産業や経済活動に活力を与えることにもつながります。	ご意見を踏まえ、左記のとおり記述を追加するとともに文章の一部を修正しました。

第3章 景観まちづくり構想

目次	原案	番号	パブリック・コメントの内容	反映の有無	理由等
1 基本理念	P18	2	「美観」という表現はふさわしくない、「景観」が妥当ではないか。	原案のとおり	「美観」とは、美しい景観のことであり、都市美の説明する文言としては妥当と考えます。
3 部門別景観形成の方針(緑地景観)	P22	3	活用だけでなく保全も大切である。保全とともに活用すると修正されたい。	【施策の方向】◆眺望景観の得られる景観資源の活用・保全を図ります 古賀市には、鹿部山公園・興山園など、素晴らしい眺望地点が存在していることから、これらの緑地景観の活用を図ります。	ご意見を踏まえ、左記のとおり記述を追加しました。
3 部門別景観形成の方針(里山・田園景観)	P27	4	施策が示されていない。例えば、土地利用の規制を行うなどにより、開発を抑制するなどの施策は盛り込めないか。	原案のとおり	推進方策として、p41(3)景観まちづくりのルールづくり④環境保全に関する制度づくりにおいて、「森林緑地環境保全条例の活用を検討する」と記述しております。
3 部門別景観形成の方針(都市的景観)	P31	5	緑化以外の発想はないのか。施策の方向の中身やイメージ図に提案されていることは、ほぼ緑化のことである。P19「私たちは、手入れが続けられる持続可能な景観まちづくりを進めます」とあるが、緑化は大変「手入れ」のいることである。市民の中には「手入れ」が得意な方と、そうで無い方がいる。継続可能なシステムとのセットでないと、市民が心からの行動は起こしづらいと思われる。 人工的なものだと景観が乱れるという先入観を持たず、イメージ統一にはまだ色々な方法があるはずである。中のある発想で計画を検討していただきたい。 JR古賀駅周辺のイメージ図には、プランターによる植栽が数多く並んでいるが、このイメージ図を見て台風の時が危険ではないかと思った。また、とめてある自転車と重なり、歩道が狭くなるのではないかと。もし、プランターで駐輪を排除する方法を取るならば、美しく利用しやすい駐輪スペースを考えてみるべきだ。 また、この通りの大型車用の標識は、ずいぶん背の高い。近づく歩行者や乗用車から見えにくいこの標識は、せつかく電柱を地中に埋めているにもかかわらず、この道幅ではかなり不快な存在である。	原案のとおり	都市的景観に関する基本的な方向性は、プラン案で示しているのとおり、緑化だけに限ったものではないと考えます。プラン案ではイメージ図として掲載しており、実際の整備図を示したものではありません。
3 部門別景観形成の方針(都市的景観)	P33	6	歩行者の安全面だけでなく、自転車にも配慮するべきである。よって、自転車道の整備についても取り組む姿勢を盛り込むべきである。	原案のとおり	現在、古賀市においては自転車道の整備計画はないことから、本プラン案には記述していません。
3 部門別景観形成の方針(都市的景観)	P34	7	古賀駅西口の商店街の通りは花屋や魚店、喫茶店といった一昔前の小売店が立ち並ぶ風情がある通りだが、閉まっているお店が多く目につく。また、通りには多くの車が通行し、ゆっくり散歩も出来ない。景観作りの手法として、この通りを歩行者天国にし、仕事帰りの人や買い物に行く人がちよっと一息つけるカフェテラス、小さな子供が車を気にせず遊ばせておけるミニプレイスペースなどを作り、ベンチなどを置けば、子供からお年寄りまでがゆったりできる町の交流場になると思う。もちろん花壇なども置けばより良くなると思う。	原案のとおり	本プラン案は景観施策の基本的な方向性を示すものであることから、個別・具体的な内容の記述は行っていません。なお、ご提案の内容はp34に「個性と魅力あるJR古賀駅西口・東口の景観形成」として基本的な方向性を示しているのとおり、今後、市民・事業者などと共働で具体的検討がなされるべきものと考えます。
3 部門別景観形成の方針(都市的景観)	P34	8	「まちの顔」ともいうべき空間を形成するには、市民(特に現在の商店主達)との関わりも置き去りにすることはできない。景観に興味を持たせ、協力しやすい状況作りも大切だと考える。 (商店街についての提案) ・外灯を整備。(歩行者に邪魔にはならず、省エネタイプの器具に変更。現在存在しない店舗の発光看板有) ・小松屋旅館や、三階建て長屋など、古く珍しい建物の保存や補修、統一の意匠へのリフォーム。 ・看板のみではなく、イメージ統一の為の店舗構えや什器等のアドバイザーや補助。 ・観光協会等が企画経営する、高齢者にもできるような場所の提供。 * ミニギャラリーや、ミニ物産館。 * 市民参加型の空間づくりを試みる。 * 市民が買うシールやメダルを資金源とし、整備した箇所に個人のメッセージを書き込んで埋め込む。(富山のライトレールのプロジェクト) * 一枚1000円で市民に黒塀を買ってもらい施工。(新潟県村上市の黒塀プロジェクト) ・JR古賀駅西口のトイレをもっと美しく、話題になるような特徴あるトイレにするのも一つの案です。	【課題】◆個性と魅力あるJR古賀駅西口・東口周辺の景観形成に努めます JR古賀駅西口・東口周辺は、「まちの顔」ともいうべき空間であることから、市民・事業者などの協力を得ながら、自然の豊かさを暗示させる植栽やシンボル・サインづくり、古賀市のイメージをあらわす空間としての活用ができる広場づくりなど、環境整備に取り組めます。	ご意見を踏まえ、左記のとおり記述を追加するとともに文章の一部を修正しました。なお、ご提案の内容はp34に「個性と魅力あるJR古賀駅西口・東口の景観形成」として基本的な方向性を示しているのとおり、今後、市民・事業者などと共働で具体的検討がなされるべきものと考えます。

第4章 景観まちづくりの推進方策

目次	原案	番号	パブリック・コメントの内容	反映の有無	理由等
2 推進方策(1)景観まちづくりのきっかけづくり	P39	9	セミナーや、教育プログラムも大切だが、体験的に参加できるのが自然景観のみのような内容が残念である。身近に都市計画等を体験できる教育を追加されたい。 他市のイベントで、子供たちが施設を建築する時の「構想」「具体的利用法」「デザインング」等に、参加できるワークショップがあった。工事途中を見学をしたり、オープンしてから管理方法まで子供たちが考えることができ、ババママワークショップも計画されていた。他にも、外壁のデザインチームは景観に配慮すべきことも学べた。 このような体験は子供たちにとって、机の上で専門知識を与えられるより、興味が湧き、施設にも愛着を感じるられるのではないかと。	③景観まちづくり体験フィールド 古賀市では、河川や松原の清掃活動や里山の維持管理などが地域住民や市民活動団体によって行われています。また、歴史・文化的資源の保全・継承の取り組みも盛んです。さらに、近年は色彩やデザインなど景観に配慮した建築物も多く見られるようになってきました。 これらの景観まちづくりの実践の場を、体験型の景観教育フィールドとしても開放することで、新たな景観まちづくりの担い手づくりや人材育成の場としての展開を目指します。	ご意見を踏まえ、左記のとおり記述を追加しました。

第4章 景観まちづくりの推進方策

目次	原案	番号	パブリック・コメントの内容	反映の有無	理由等
2 推進方策 (3)景観まちづくりのルールづくり	P4 1	10	<p>建築協定や、緑化協定がすでにある地域でも時間が経つと、協定を守ることが苦痛になっている地域の人々もいる。何の為の協定なのか、他の方法は無いのか、どのようなシステムを組めばよいのかをよく検討するべきである。景観法の目的や基本理念をもう一度読み返し、古賀市民にとっての良好な景観を形成し、生活の向上と、経済及び地域の活性化につながる、古賀らしいルールづくりをするべきである。</p>	<p>②景観ガイドライン（植栽や色彩など）の策定 古賀市が率先して景観形成を図るため、公共建築物の形態意匠や色彩の基準、周囲のオープンスペースや道路の植栽などのガイドラインを定め、実践していきます。また、住宅や工場などの環境についても、古賀市の風土を踏まえた樹種や植栽デザインなどを推奨する緑化ガイドラインを定めて、協力を呼びかけていきます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、左記のとおり記述を追加しました。</p>
				<p>④環境保全に関する制度づくり 古賀市の里山・田園環境の維持・保全を図るため、森林緑地環境保全条例の活用や景観まちづくりに関する支援制度の導入を検討するなど、実効性のあるルールや制度づくりを進めます。</p>	
2 推進方策 (3)景観まちづくりのルールづくり	P4 1	11	<p>更に踏み込んだ市民参加型の街づくりに向けて「⑤市民（住民）参画条例の制定」を追加されたい。</p> <p>【内容】 古賀市には、JRししが駅が開業し新たに団地が形成され、今後の新市民の増加が期待されていることから長期において全ての市民が街づくりに参画する仕組みづくりが求められています。</p> <p>【実施主体】 古賀市市議会</p> <p>(理由) 議会と市長は、互いに市民を代表した政治機関であることから二元代表制と言える。 よって、議会は執行機関から提案された内容を審議決定するだけでなく自ら提案者でなければならないと考えるため。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>本プラン案は景観施策の基本的な方向性を示すものであることから、ご提案の行政全般に関わる内容(市民参画条例の制定など)について記述することはそぐわないと考えます。</p>
2 推進方策 (3)景観まちづくりのルールづくり	P4 1	12	<p>「⑥街づくりの知識と経験豊かな特別公務員の採用」を追加されたい。</p> <p>【内容】 古賀市は、行政改革、公務員改革に取り組んでおり、限られた人的資源の中で効率的効果的な景観街づくりを推進していくプロデューサーとして、特別公務員の採用を検討します。</p> <p>【実施主体】 古賀市、古賀市市議会</p> <p>(理由) 景観や街づくりには、専門的知識が不可欠であり、また長期的な取り組みが求められる。 よって、数年毎に移動する市職員だけの取り組みでは、外注依存が高まり困難と考えるため。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>本プラン案は景観施策の基本的な方向性を示すものであることから、ご提案の行政全般に関わる内容(特別職公務員の採用など)について記述することはそぐわないと考えます。</p>

その他

目次	原案	番号	パブリック・コメントの内容	反映の有無	理由等
		13	<p>旧西鉄宮地岳線跡（現在、閉鎖されている線路跡）は古賀の美しい海沿線沿いに長く立地しておりとても気持ちの良い遊歩及びサイクリング道になると思う。背の高い木を数十メートル毎に植えれば、夏の暑い日にも影が出来マラソン大会なども催せるのではないかと。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>本プラン案は景観施策の基本的な方向性を示すものであることから、現在市において有効活用を検討している旧西鉄宮地岳線跡地については記述しておりません。</p>

※なお、字句、誤記の訂正、わかりにくい表現等の適正化を適宜行いましたが、詳細については省略しています。

古賀市美しいまちづくりプラン
(景観基本計画)

平成23年10月
福岡県 古賀市

はじめに



このたび古賀市では、「美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」を策定しました。

このプランは、「まちづくりに関する市民アンケート」「景観まちづくり市民会議」「景観まちづくりセミナー」「景観基礎調査」「美しいまちづくりプラン策定委員会」を経て策定したもので、古賀市の景観をよりよくするための基本的な指針となるものです。

景観まちづくりは行政の取組みだけでできるものではありません。市民や事業者のみなさんと行政が協力し合いながら取組むことが必要不可欠です。このプランの策定は、市民、事業者と古賀市が共働して取組む景観施策の「はじめの1歩」となるものです。これをきっかけとして、景観に関する議論を深めていただき、みなさんの提案や取組みにより、古賀市の景観をよりよいものにして、地域の産業や経済活動に活力を与えることにもつなげていきたいと考えています。

最後に、プランの策定にあたり、様々なご協力をいただきました市民のみなさんをはじめ、関係各位に対しまして心から御礼申し上げます。

平成23年10月
古賀市長

竹下 司津男

目次

第1章 美しいまちづくりプラン（景観基本計画）とは

1. 目的と役割	1
2. 策定の背景	1
3. 景観基本計画の位置づけ	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 対象地域	2
(3) 目標年次	2
(4) 計画の構成	3
4. 策定の経緯	4
(1) まちづくりに関する市民アンケート	4
(2) 景観まちづくり市民会議	5
(3) 景観まちづくりセミナー	5
(4) 景観基礎調査	5
(5) 美しいまちづくりプラン策定委員会	5

第2章 景観まちづくりの現状

1. 古賀市の景観特性	6
(1) 位置	6
(2) 土地利用	6
(3) 景観の特徴	7
2. 古賀市の景観まちづくり	9
(1) 景観資源	9
(2) 景観まちづくりに関わる取り組み	11

第3章 景観まちづくり構想

1. 基本理念	17
2. 行動指針	18
3. 部門別景観形成の方針	19
(1) 緑地景観	19
(2) 水辺景観	22
(3) 里山・田園景観	25
(4) 歴史・文化的景観	27
(5) 都市的景観	30
4. 景観形成方針図	36

第4章 景観まちづくりの推進方策

1. 役割分担	37
2. 推進方策	38
(1) 景観まちづくりのきっかけづくり	38
(2) 景観まちづくりの場づくり	39
(3) 景観まちづくりルールづくり	40
3. 推進体制	41
4. 推進スケジュール	42

第1章 美しいまちづくりプラン(景観基本計画)とは

1. 目的と役割

景観とは、地域ごとの歴史や地勢、文化や伝統、人々の暮らしや経済活動、技術の進歩や法制度など、さまざまなものが背景となり、長い年月を経ながらつくられるものです。

良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。また、魅力的な美しい景観は、人々に潤いと安らぎを与え、子ども達を育て、居住環境の向上をもたらすだけでなく、地域の産業や経済活動に活力を与えることにもつながります。

「美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」は、市民、事業者、行政が共働して、古賀市の景観を守り育て、創り活かしていくための基本指針を定めるものです。

また、古賀市が今後「景観法」に基づく景観行政団体となり、景観計画など景観法の諸制度を活用した景観まちづくりを進めていく上での基本的な方針を明らかにする役割を担います。

2. 策定の背景

古賀市は、海、平野、丘陵地、山林と連なる変化に富んだ地形を有した都市です。

こうした自然条件を活かしながら、地域の人々の暮らしの積み重ねによって、松原や河川などの豊かな自然環境と市街地環境が共存する良好な景観が生み出されてきました。

しかし、福岡都市圏の拡大に伴う都市化の進展により、まちの姿も大きく変化しつつあります。少子高齢化の進行は、さらに田園や里山の景観を一変させるかもしれません。

こうした社会状況の変化を踏まえ、国においても、後世に良好な景観や緑を継承するために、景観法などの仕組みが整えられてきました。

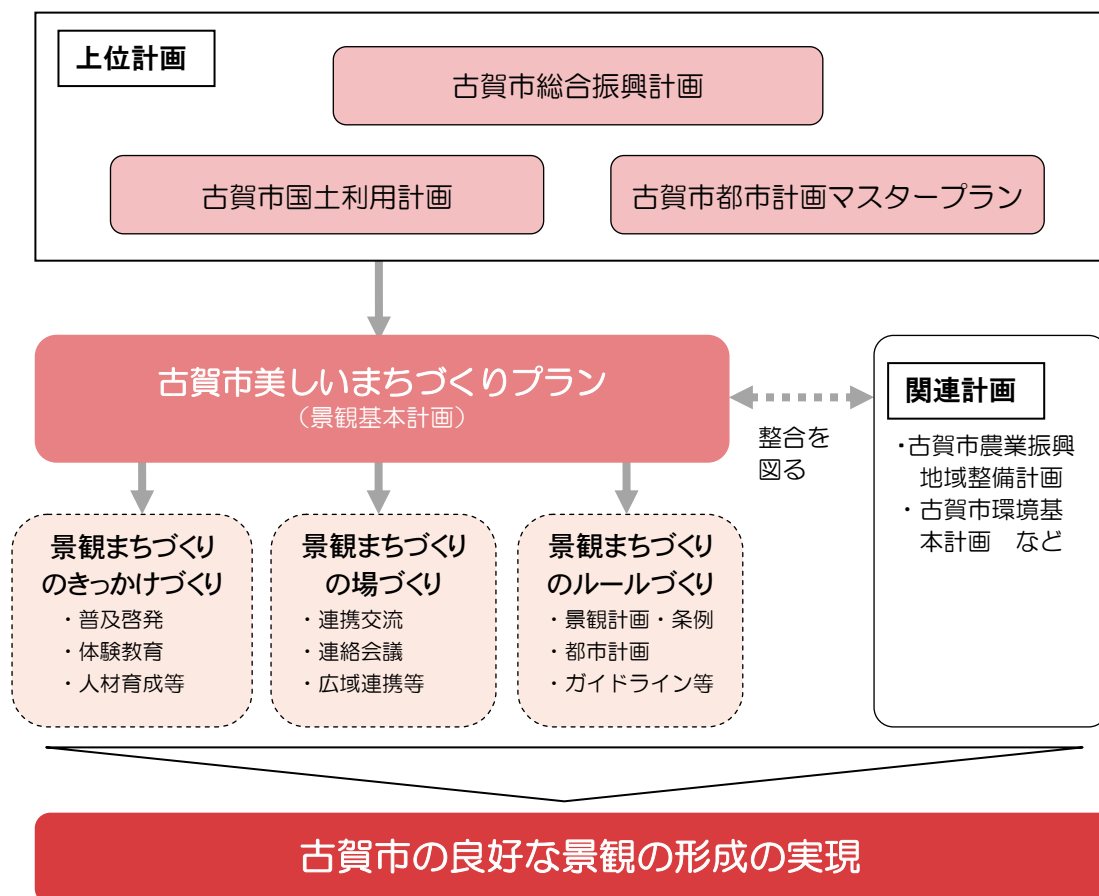
古賀市においても、これまで守り育てられてきた風土や景観を大切に、地域を愛する人々や子どもたちを育てていくことは、大きな使命だと考えられます。将来、子どもたちや孫たちに誇れる郷土を残していくためにも、古賀市の将来の景観まちづくりの基本的な方向性を示すことが必要になっています。

3. 景観基本計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、古賀市が定める「古賀市総合振興計画」及び「古賀市国土利用計画」、「古賀市都市計画マスタープラン」の下位に位置づけます。また、「古賀市農業振興地域整備計画」や「古賀市環境基本計画」などの各種関連計画との整合を図ります。

本計画を受けて、今後は、「景観まちづくりのきっかけづくり」、「景観まちづくりの場づくり」、「景観まちづくりのルールづくり」を実践していきます。



(2) 対象地域

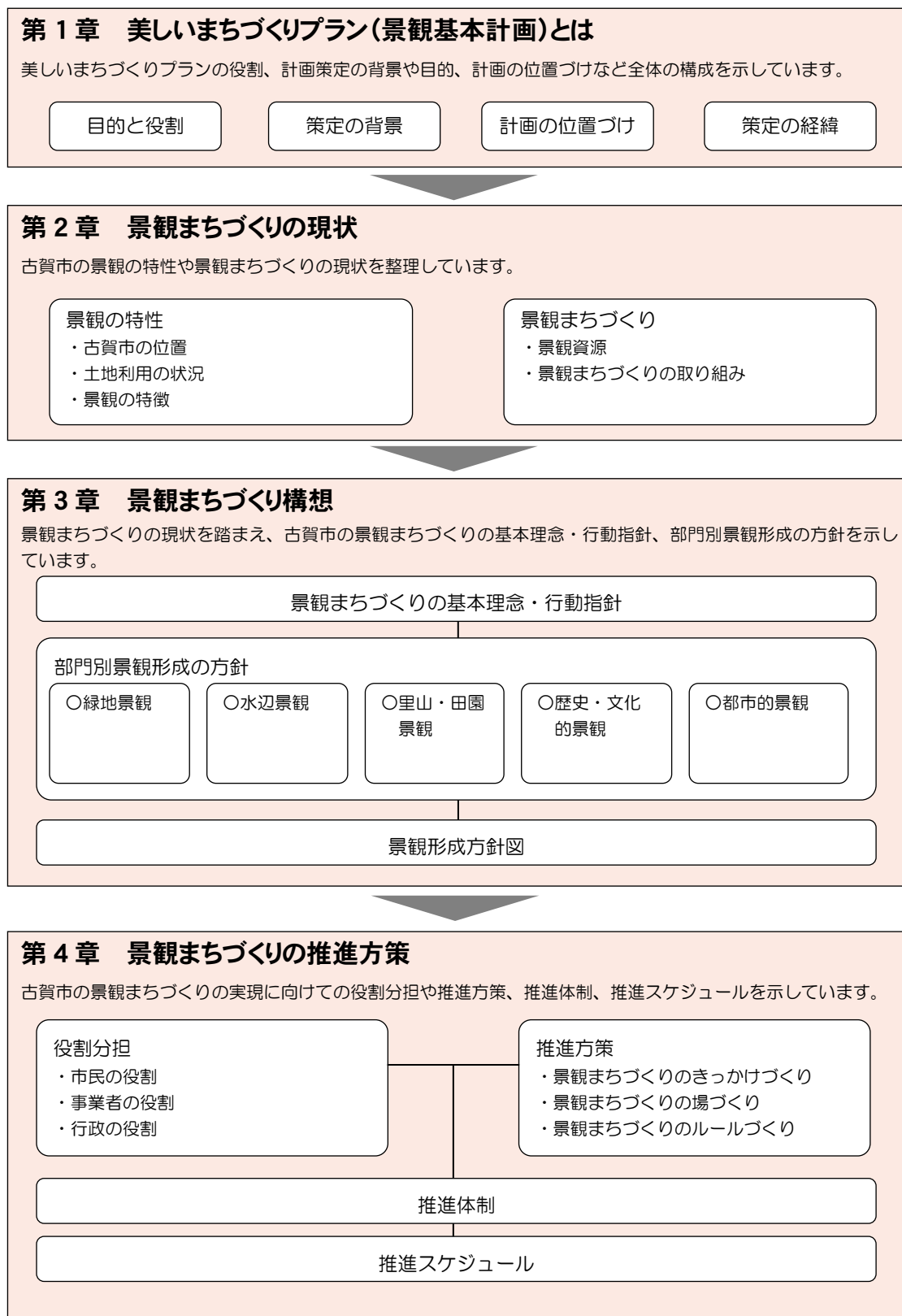
市域全体を視野に入れた一体的・総合的な景観形成を図るため、本計画の対象地域は市域全体とします。

(3) 目標年次

本計画の目標年次は、10年後の平成33年(2021年)とします。なお、社会・経済情勢や地域の状況の変化に柔軟に対応することや、上位計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

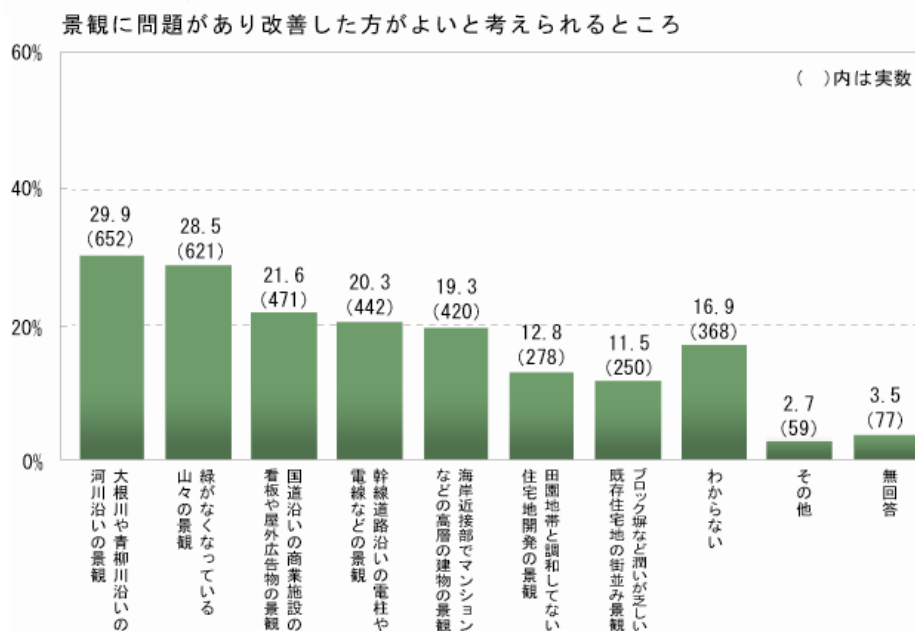
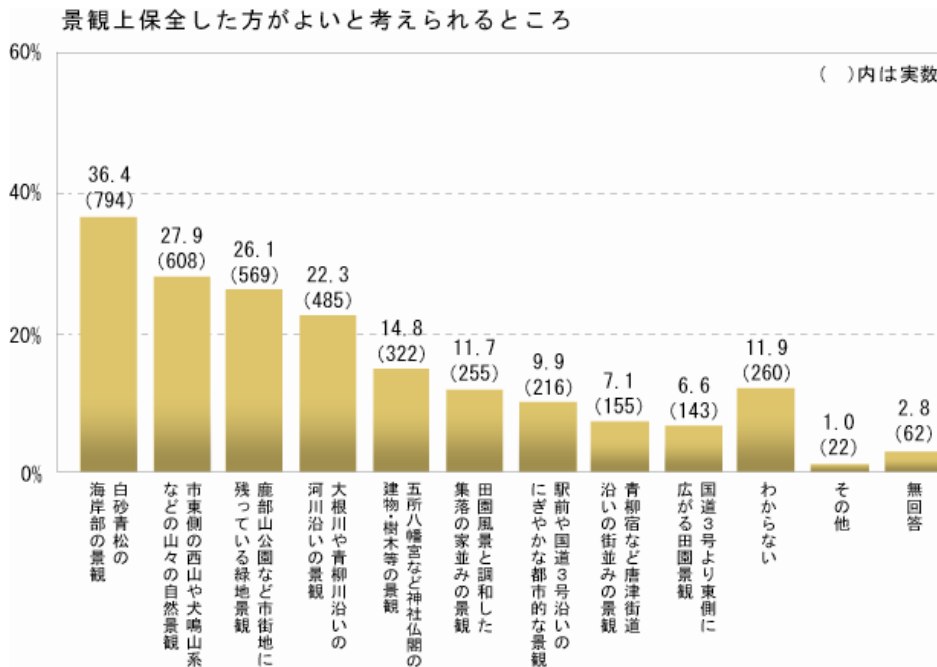


4. 策定の経緯

本計画の策定においては、平成 19 年度に実施した「まちづくりに関する市民アンケート」や平成 21 年度に実施した「古賀市景観まちづくり市民会議」の活動報告書、「景観基礎調査」、「景観まちづくりセミナー」などが基礎となっています。

(1) まちづくりに関する市民アンケート

「まちづくりに関する市民アンケート」は、古賀市民 2,179 人に今後の古賀市のまちづくりについての意向を尋ねたものです。保全したい景観としては、「白砂青松の海岸部の景観」や「市東部の西山や犬鳴山系などの山々の自然景観」、「鹿部山公園などの市街地に残っている緑地景観」など、自然景観や緑地景観への関心が高いことがわかりました。一方、改善した方がよい景観では、「大根川や青柳川などの河川景観」、「緑がなくなっている山々の景観」などの自然景観や、「国道沿いの商業施設の看板や屋外広告物の景観」、「幹線道路沿いの電柱や電線などの景観」に関心が高いことがわかりました。



(2) 景観まちづくり市民会議

「景観まちづくり市民会議」は、古賀市をもっと魅力的なまちにしたい、住みよいまちにしたい、交流人口を増やして地域の活性化につなげたい、などの思いをもった公募市民 10 名が集まり、「景観」という視点から古賀市を見つめ直し、今後のまちづくりの方向性について話し合いを重ねました。

世代や経歴の異なる多様なメンバーによるフィールドワークや議論を通じて、さまざまな景観資源や課題の発掘・整理を行うとともに、古賀市が目指すべき景観まちづくりの方向性について、市民の目線から意見をまとめた「古賀市景観まちづくり市民会議活動報告書」を作成しました。

(3) 景観まちづくりセミナー

古賀市の景観まちづくりの取り組みや景観まちづくり市民会議の活動などを広く市民に知って頂き、景観まちづくりの重要性について考えてもらう「景観まちづくりセミナー」を開催しました。九州産業大学の日高先生に基調講演をしていただくとともに、古賀市景観まちづくり取り組み報告を行いました。景観賞、巨木、市民活動のパネル展示なども行い、99名の参加がありました。

(4) 景観基礎調査

本計画策定のための基礎資料として、既存文献、統計資料による景観の現状把握、ヒアリングによる市民活動団体や企業の景観まちづくりの取り組み状況や関心などの把握、景観への影響が大きい「屋外広告物」と「大規模建築物の色彩」の調査を実施し、古賀市の景観の現状と課題の整理を行いました。

(5) 美しいまちづくりプラン策定委員会

本計画策定のために、12名の委員からなる美しいまちづくりプラン策定委員会を開催しました。6回に及ぶ議論を行い、市長へ結果報告を行いました。



古賀市景観まちづくり市民会議の様子(左)
景観まちづくりセミナーの様子(右)



美しいまちづくりプラン策定委員会の様子



第2章 景観まちづくりの現状

1. 古賀市の景観特性

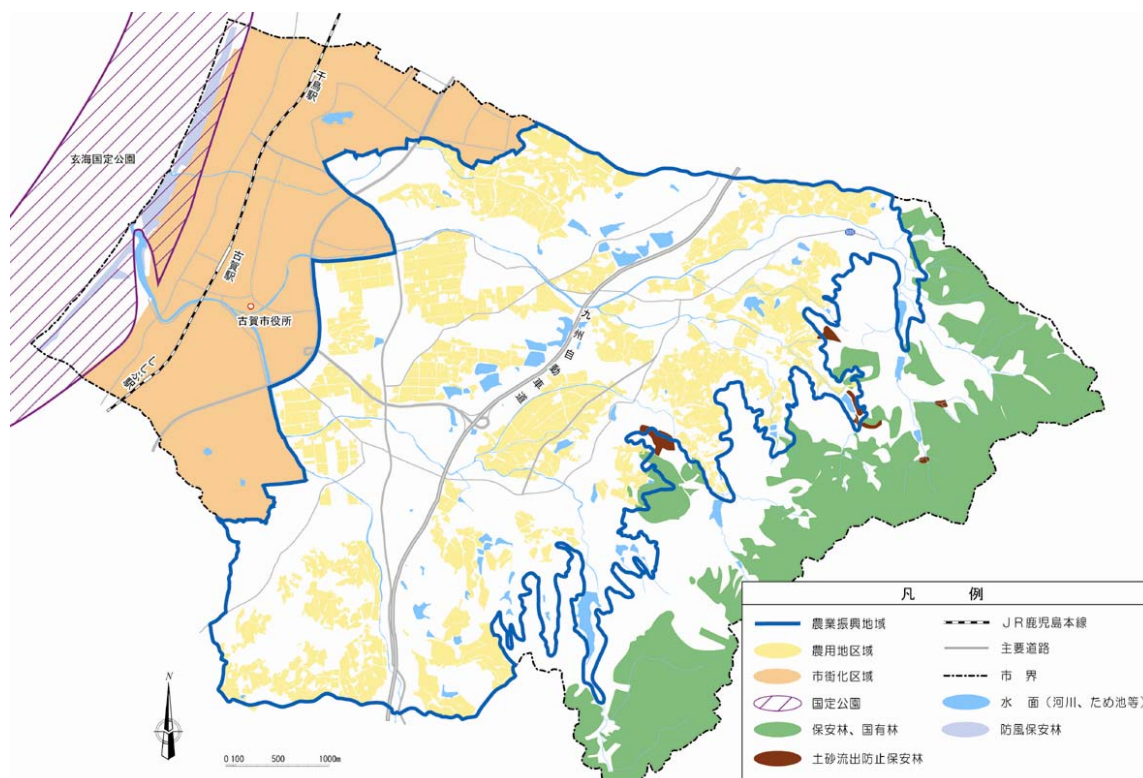
(1) 位置

古賀市は、福岡県の北西部に位置し、市域東西方向に約 11 km、南北方向に約 7 km、総面積 4,211 ha で、福岡市都心部まで約 15 km の至近距離にあり、南西部は新宮町、南部は久山町、東部は宮若市、北東部は福津市と接しています。



(2) 土地利用

古賀市は市域面積 4,211 ha のうち、3 分の 1 が森林であり、農用地を含めると市域のほぼ半分が自然・田園地帯という、緑豊かな環境となっています。海岸部の松林は、玄海国立公園に指定されており、山間部においても保安林などが指定されるなど自然環境の保全が図られています。市街地においても、都市計画によって建物の高さや用途などのルールが定められており、田園地帯では農業を積極的に行う農業振興地域や農用地の指定が行われています。



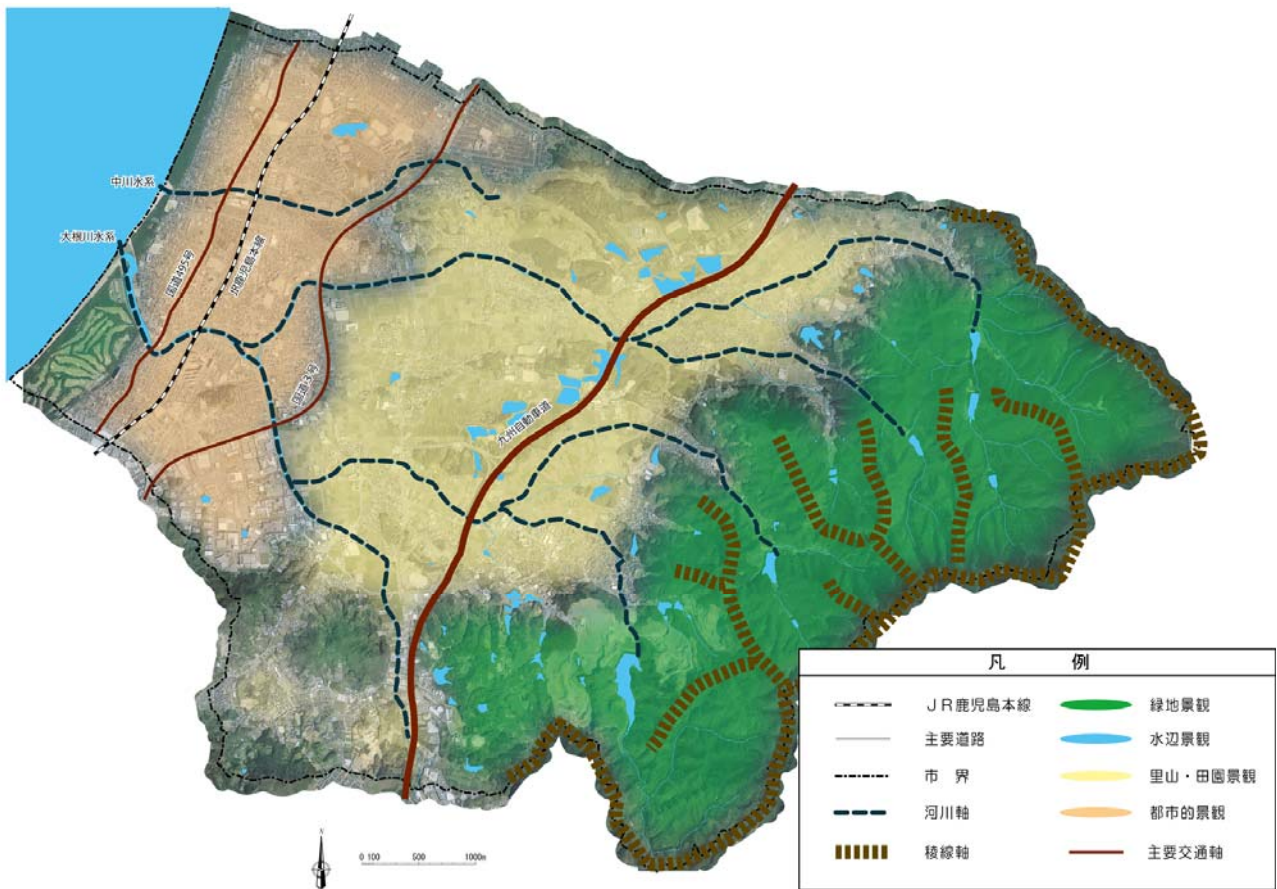
(3) 景観の特徴

古賀市は、東は犬鳴山地・立花山地から樹園地などに利用されてきた丘陵を経て、水田や畑地に至り、市街地を經由して松原の連なる玄界灘に至る多様な地形となっています。

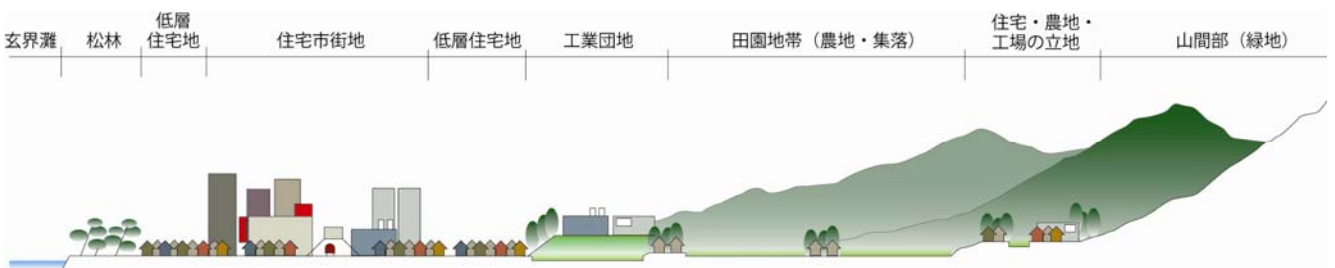
景観の構造をみると、緑の背景となる稜線軸が、ひだ状に形成されており、奥深い景観を生み出しています。玄界灘に注ぐ大根川水系と中川水系の2つの河川軸があり、市域内で完結していることから、上流から下流にかけての連続した一連の景観が広がっています。

景観の構造断面をみると、玄界灘の広がる西部から東部に向かい、海岸の松林を中心とした緑地景観から住宅地・市街地・工業団地の広がる都市的景観、農地・集落がある里山・田園景観、山間部の緑地景観と変化に富んだ特徴のある景観を有しています。

景観の構造



景観の構造断面



(参考資料)

景観の美しさは、雄大な自然が創り出す「自然美」、計画的にデザインされた市街地環境の「都市美」、農村や住宅地などの暮らしの営みが生み出す「生活美」の3つに大きく集約されます。

古賀市においても、以下に示すように、それぞれに美しい景観が存在しています（海岸の松原など人工的な自然環境も自然美に含めている）。

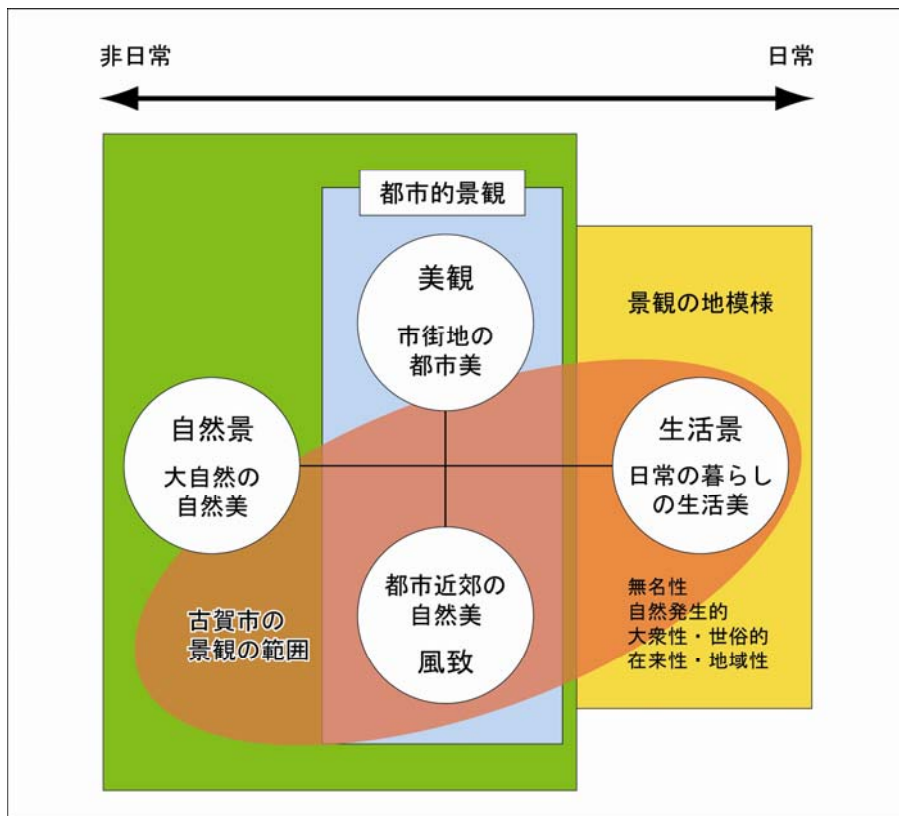
「自然美」：犬鳴の山並みなどの自然景、海岸の松原、大根川水系などの都市近郊の風致

「都市美」：商業・業務施設の立地する市街地や沿道環境の連なりの美観

「生活美」：住宅地環境、田園環境と調和した集落環境などの日常の暮らしの生活景

特に古賀市には、日常の暮らしがにじみ出た住宅地や田園地帯の集落の景観が広範囲に分布しています。この身近な景観は、地域に蓄積された歴史や文化を内包した存在であり、また景観の地模様、コミュニティを育む媒体でもあることから、古賀市の景観まちづくりを進めていく上で、重要性が高まっています。

古賀市の景観の範囲



資料：日高圭一郎氏（九州産業大学工学部建築学科&景観研究センター）の「景観まちづくりセミナー」講演資料
社団法人日本建築学会「生活景身近な景観価値の発見とまちづくり」学芸出版社を基に作成

2. 古賀市の景観まちづくり

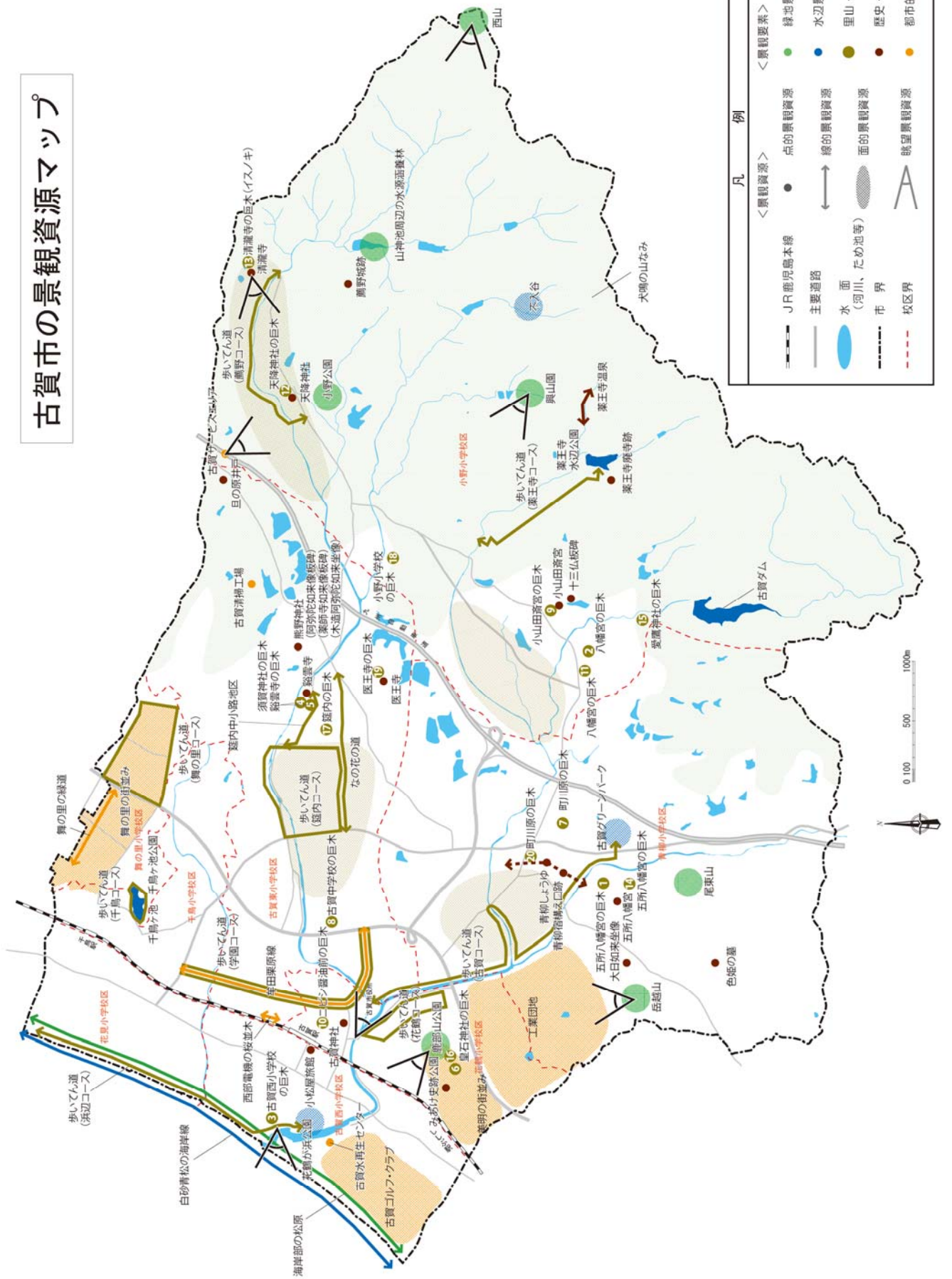
(1) 景観資源

古賀市の「自然美」、「都市美」、「生活美」を形成する「景観資源」を、景観構造の特徴ごとに、「緑地景観」「水辺景観」「里山・田園景観」「歴史・文化的景観」「都市的景観」の5つに分けて整理を行っています。なお、景観資源は平成21年度に行われた「景観まちづくり市民会議」の成果に基づいています。

古賀市の景観資源

		点	線	面
自然美	緑地景観	<ul style="list-style-type: none"> 鹿部山公園からの眺望 西山からの眺望 岳越山からの眺望 興山園からの眺望 清瀧寺<small>せいりゅうじ</small>からの眺望 古賀サービスエリアからの眺望 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部の松原 	<ul style="list-style-type: none"> 犬鳴の山並み 山神池周辺の水源かん養林 興山園 尾東山 鹿部山公園 岳越山公園 小野公園 古賀グリーンパーク<small>いらんたん</small> 不入谷（米多比）
	水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> 花鶴川河口からの眺望 古賀橋からの眺望 	<ul style="list-style-type: none"> 白砂青松の海岸線 大根川水系、中川水系 ほたるが飛ぶ清流（清滝、薬王寺） 	<ul style="list-style-type: none"> 千鳥ヶ池公園 花鶴が浜公園 薬王寺水辺公園 古賀ダム 溜池、水路、導水など
	里山・田園景観	<ul style="list-style-type: none"> 小山田齋宮<small>しやそう</small>の社叢<small>せいりゅうじ</small>、清瀧寺のイスノキ（県指定文化財） 「未来に残したい巨木」（市指定20本） 五所八幡宮のクスノキ（ムーミンの木） 	<ul style="list-style-type: none"> なの花の道 歩いてん道（9コース） 筵内中小路地区（市景観賞） 	<ul style="list-style-type: none"> 中央部の田園地帯 田園地帯の里山 古くからの農村集落
生活美	歴史・文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> 熊野神社の阿弥陀如来像板碑、薬師寺如来像板碑（県指定文化財）、木造阿弥陀如来坐像（市指定文化財） 色姫の墓、十三仏板碑、大日如来坐像、天降神社<small>あまふり</small>の彫刻（市指定文化財） 古賀神社、五所八幡宮、小山田齋宮、白鬚神社、熊野神社 医王寺、清瀧寺<small>せいりゅうじ</small> 青柳しょうゆ、小松屋旅館（市景観賞） 薦野氏関連史跡、薬王寺廃寺跡、米多比城 旦の原井戸 みあけ史跡公園 	<ul style="list-style-type: none"> 唐津街道青柳宿跡 青柳宿のカギ形の道 薬王寺温泉街 	<ul style="list-style-type: none"> 北粕屋八十八ヶ所札所
	都市美	都市的景観	<ul style="list-style-type: none"> 古賀サービスエリア JR古賀駅、千鳥駅、ししぶ駅 古賀水再生センター、古賀清掃工場（市景観賞） 	<ul style="list-style-type: none"> 西部電機の桜並木（市景観賞） 舞の里の緑道 牟田栗原線

古賀市の景観資源マップ



(2) 景観まちづくりに関わる取り組み

古賀市では、以下の市民活動団体等によって、景観まちづくり活動が行われています。特に自然景観を対象とした景観まちづくり活動に意欲的に取り組まれています。

景観まちづくりに関わる市民団体及び活動

	名称	活動概要
	<p>古賀市緑のまちづくりの会</p> 	<p>○植樹育林活動・園芸福祉活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「古賀市緑のまちづくりの会」は、古賀市にふさわしい「緑を守り育てることで豊かで住みやすいまちづくり」を目的とした団体です。 ・平成 13 年度よりスタートした「古賀市 10 万本ふるさとの森づくり」に実行委員会のメンバーとして参加しています。 ・市民の森の再生活動、どんぐりの森づくり、「はなちどり」を拠点とした園芸福祉活動、野外の各種見学、観察会、公園等の樹木名札取り付け、花いっぱい運動への参加、通信の発行など幅広い活動を行っています。
団 体	<p>西っ子憩いの松原</p> 	<p>○松原の清掃活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「西っ子憩いの松原」は、松林へのゴミの不法投棄や放火などをきっかけに、松林の存続と再生、自然環境美化と治安を守ろうと、雑木の伐採や下草と落葉の除去、散歩道の整備と子どもの遊び場づくりなどを行っています。 ・松林清掃をきっかけに、青少年とボランティア活動の喜びを共有しながら、地域住民のコミュニケーションの場づくりをしたいという思いから、古賀西小学校の児童が結成した松林調査隊とも協力して、松と植物のマップづくりや松原の歴史の研究などを行うなど、松林を学習の場として活用しながら環境美化に取り組んでいます。
	<p>松原ネット花見</p> 	<p>○松原の清掃活動及び子ども達の見回り活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「松原ネット花見」の活動は、地域の宝である花見の松原を昔のように復元し、海が見える日本一の松原にしたいという夢が行動の原動力となっています。松原の保全清掃活動を行い、松原を舞台とした季節ごとのイベントや松苗の植樹、松原駅伝など多彩な活動を行っています。 ・花見小学校とのつながりも深く、児童の登下校見守り活動や子どもチャレンジ教室、子ども囲碁教室などにも取り組んでいます。
	<p>古賀市ほたるの会</p> 	<p>○水辺環境の維持・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「古賀市ほたるの会」の活動は、古賀市で絶滅状態にあったゲンジボタルの棲む環境を復活させたいという思いからはじまりました。ホタルの幼虫の人工飼育や放流、ホタルの観察調査などに取り組み、今では、清瀧や薬王寺にホタルが定着するまでになっています。 ・ホタルを守ることを通して、美しい自然環境を守り、それを次世代につないでいこうと、小学校へのホタル飼育指導なども行っています。

レインボーKOGA



○河川清掃活動

- ・「レインボーKOGA」は、川沿いのゴミ投棄を何とかしようと、近所の人と 2 人でゴミ拾いを実施したことがきっかけにボランティア団体へと発展してきました。今では、活動人数が 15 人に増え、2 ヶ月に 1 度、第 4 土曜日に、大根川の下流域を中心に河川清掃を実施しています。また、他のボランティア団体と共同で草刈りを行ったり、植樹などのイベントにも参加しています。
- ・「里川を愛する会」、「ほたるの会」など他のボランティア団体や、「花鶴校区コミュニティ」や「ハウス食品」などの地域や企業と一緒にした河川清掃も実施しています。

里川を愛する会



○河川清掃活動、水辺の勉強会

- ・「里川を愛する会」の活動は、大根川をかつての里川に甦らせたいという思いから始まりました。
- ・子どもも大人も誰もが安らぎを求められる水辺環境をつくろうと里川のゴミ拾いや樹木伐採などの清掃活動を行ったり、水辺の生態などを学ぶ勉強会などを行っています。

古賀市史跡案内ボランティア



○郷土の伝統文化継承

- ・古賀市史跡案内ボランティアの活動は、歴史好きな人々が集まり、市内の神社仏閣やお地蔵さんの魅力の再発見からスタートしました。希望者に古賀市内の神社仏閣や史跡等を案内し、郷土の伝統文化を守り、育ててきた先人に思いをさせ、併せて市民の健康づくり、生きがいつくりに貢献することを目的としています。
- ・平成 23 年 3 月、市内の顕彰碑・記念碑を調査した結果を発足 10 周年記念誌として発行し、市内の小・中学校に寄贈しました。また、「えんがわくらぶ」や「いきいきセンターゆい」で定期的な歴史講座も実施しています。

NPO 法人アートもん



○アートによるまちづくり

- ・「アートもん」は、アートを通じて、古賀のまちに活気を呼び戻そうと、アートや手作りに係わる創作活動をしている人たちが結成した集まりです。
- ・地球温暖化問題の啓発を目的に、中央公民館・図書館前広場に 1500 個のキャンドルを設置する「100 万人のキャンドルナイト in 古賀」を開催するなどの活動を行っています。平成 20 年には、NPO 法人格を取得するなど活動の幅を広げながら、エコロジーライフやアートな街づくりを提案しています。

古賀美観（みかん）の会



○環境と景観のプラットフォームづくり

- ・景観まちづくり市民会議のメンバー有志が集まって結成した会です。
- ・市民や企業、各種団体の方々とともに、これからの古賀市の環境と景観について共に語り合い、実行するためのプラットフォームを目指しています。
- ・環境や景観に関するさまざまな専門家を招いて、フィールドワークやワークショップから古賀の景観まちづくりを考える「ふるさと見分けシンポジウム」などを開催しています。

ラブアース・クリーンアップ



○海岸清掃活動

- ・ラブアース・クリーンアップは「ローマクラブ福岡会議 in 九州」の開催（平成 4 年 5 月）を契機に始められた活動で、同会議のテーマである地球環境と地域行動の実践として、市民、企業、行政が協力し海岸、河川、山並みの散乱ごみを回収する地域環境美化活動を進めています。
- ・古賀市では、古賀海岸で一斉清掃を行っており、平成 21 年度は子どもたちや家族そして行政区、団体などから 358 人の参加がありました。

竹林オーナー制度



○里山の維持管理活動

- ・谷山地区において、放置され荒廃した竹林の整備を行い、荒廃した里山の整備について啓発を行おうと、古賀市森林組合が中心となって、竹林の手入れやタケノコの収穫体験の行う「竹林オーナー」制度を行っています。

古賀市アダプトプログラム



○道路美化清掃

- ・公共空間である道路のきめ細やかな環境美化を行おうと、ごみのない美しい街並みを目指して、地域に貢献したいという気持ちを原動力とする企業・事業所等とのパートナーシップによる「古賀市アダプトプログラム」を実施しています。

環境美化行動の日



○公共の場の清掃活動

- ・昭和 60 年 6 月 9 日に古賀海岸一帯の清掃活動を実施した「環境美化行動の日」をきっかけとして『古賀市環境美化行動の日』が設定されました。
- ・古賀市内全域で市民による清掃活動が行われています。

花いっぱい運動



○花壇の維持管理

- ・花いっぱい運動は、平成 2 年、福岡県で国民体育大会（とびうめ国体）の開催された年に、古賀市では馬術競技が開催され、これを契機として始まったものです。
- ・花につつまれた潤いあるまちづくりを目指して、現在の市内の行政区、学校など約 30 団体を中心に毎年取り組まれています。この運動により市内の各公民館、学校の周辺など身近なところで草花や花木が育てられ、市民相互のコミュニティ活動が芽生えています。

道路・環境美化



○道路や公園の清掃活動

- ・「道路・環境美化」の活動は、行政区ごとに毎年春は5月中旬から6月中旬、秋は10月中旬から11月中旬にかけて行っています。市民と行政が協力し、市道や公園の草刈り等の清掃活動が行われています。

古賀市では、年間を通してたくさんのまつりやイベントが開催されています。これらの営みは、地域の歴史や文化、伝統などを次の世代に伝える貴重な場であると同時に、古賀市の個性や季節感を伝える貴重な景観資源ともなっています。

古賀市の主な祭り・イベント

<放生会>

放生会の目的は、海の幸、山の幸、五穀豊穣に感謝し、さらに商売繁盛や交通安全を祈願するものです。しかし、その方法はさまざまで、それが各地の放生会の個性となっています。

毎年、9月18日は須賀神社で筵内放生会、9月28、29日は古賀神社で古賀放生会、10月4、5日は五所八幡宮で青柳放生会が行われます。



<夏越祭り（輪越し祭り）>

毎年7月31日に五所八幡宮で開催される「夏越祭り（なごしまつり）」は、400年あまり続く伝統的なまつりです。茅（ちがや）で作った大きな輪をくぐる「輪越し」が行われ、輪をくぐることで無病息災を祈ります。境内には綿菓子やカキ氷、射的などの夜店が並び、お祭り気分を盛り上げます。



<盆綱引き>

盆綱引きは古くから伝わる伝統行事で、谷山の集落内の道路を舞台に、海側山側に分かれて大綱を引き合います。長さ50~60m、太さは10cm以上ある綱を使い、前後だけでなく道路際の壁ぎりぎりまで左右に揺さぶり合うめずらしい綱引きです。海側は若手消防団員たち、山側は子ども会のちびっ子たちで、子どもたちは綱を引くことで怪我なく無事に過ごせるとされています。毎年8月15日ごろに開催されます。



<古賀市 10万本ふるさとの森づくり>

古賀グリーンパーク内に、シイ、カシ、タブノキなど、この地域にもともとあった樹種を植林して、未来に残すふるさとの森をつくっています。運営を行っているのは、古賀市緑のまちづくりの会、福岡グリーンヘルパーの会、九州電力株式会社、古賀市で構成される「古賀市 10万本ふるさと森づくり実行委員会」です。平成23年3月に植木を植える「植樹祭」が終了し、今後は5月・9月に植木の回りに生えてきた草を刈る「育林行動」が行われます。※延べ参加者数 1,975人（平成22年度）



<なの花まつり>

約600万本の満開のなの花が、7haの会場を真っ黄色に埋めつくします。会場では地元農産物やなの花アイスなどの販売なども行われ、多くの人々が詰めかけます。この日に合わせて行われる、JR古賀駅ウォーキングイベントも人気です。毎年3月に筵内なの花の道で開催されます。

※入場者数 4,000人（平成21年度）



<プロムナードコンサート>

星空の下、本格的な音楽を気軽に聞くことができるこのコンサートは、古賀の秋の風物詩としてすっかり定着しました。市中央公民館前広場で行われ、広場いっぱいに響き渡る美しいハーモニーに酔いしれることができます。毎年9月下旬に開催されます。※入場者数約600人（平成22年度）



※平成21年度「景観まちづくり市民会議」の成果に基づき、景観と関わりの深いものを掲載

また、古賀市には、数多くの巨木が存在しており、古賀中学校と古賀東中学校の生徒達によって、未来に残したい巨木が20本選ばれています。



①
樹種：クス（楠）
樹齢：約 1,000 年
所在地：古賀市青柳
（五所八幡宮）
太さ：約 10m
高さ：約 40m
枝の広がり：約 32m



⑥
樹種：イチヨウ
樹齢：約 300 年
所在地：古賀市鹿部
（皇石神社）
太さ：約 3m
高さ：約 20m
枝の広がり：約 30m



②
樹種：クス（楠）
樹齢：約 800 年
所在地：古賀市谷山
（八幡宮）
太さ：約 7.8m
高さ：約 30m
枝の広がり：約 25m



⑦
樹種：フジ
樹齢：約 60 年
所在地：古賀市川原
（松尾さん宅）
太さ：約 1.62m
高さ：約 2.5m
枝の広がり：約 12m



③
樹種：クロマツ林
樹齢：約 300 年
所在地：古賀市天神
（古賀西小学校西側）
太さ：約 12.5m
高さ：約 15m
枝の広がり：約 9.2m



⑧
樹種：クロガネモチ
樹齢：約 80 年
所在地：古賀市久保
（古賀中学校）
太さ：約 1.44m
高さ：約 15m
枝の広がり：約 7m



④
樹種：イチヨウ
樹齢：約 200 年
所在地：古賀市筵内
（^{けいうん}谿雲寺）
太さ：約 3.13m
高さ：約 30m
枝の広がり：約 32m



⑨
樹種：イチイカシ
樹齢：約 1,100 年
所在地：古賀市小山田
（小山田斎宮）
太さ：約 4.1m
高さ：約 17m
枝の広がり：約 17m



⑤
樹種：クス（楠）
樹齢：約 400 年
所在地：古賀市筵内
（須賀神社）
太さ：約 4.18m
高さ：約 18m
枝の広がり：約 20m



⑩
樹種：クス（楠）
樹齢：約 100 年
所在地：古賀市駅東
（ニビシ醤油前）
太さ：約 2.93m
高さ：約 16m
枝の広がり：約 15m



⑪
樹種：ケヤキ
樹齢：約 800 年
所在地：古賀市谷山
（八幡宮）
太さ：約 3.84m
高さ：約 21m



⑯
樹種：クロガネモチ
樹齢：約 400 年
所在地：古賀市鹿部
（皇石神社）
太さ：約 3.54m
高さ：約 13m



⑫
樹種：クスノキ
樹齢：約 800 年
所在地：古賀市薦野
（天降神社）
太さ：約 7.7m
高さ：約 21m



⑰
樹種：カヤ
樹齢：約 150 年
所在地：古賀市筵内
（安武さん宅）
太さ：約 2.85m
高さ：約 11m



⑬
樹種：イスノキ
樹齢：約 300 年
所在地：古賀市薦野
（清瀧寺）
太さ：約 3.48m
高さ：約 18m



⑱
樹種：カイツカイブキ
樹齢：約 150 年
所在地：古賀市米多比
（小野小学校）
太さ：約 2.56m
高さ：約 10m



⑭
樹種：ヒメユズリハ
樹齢：約 200 年
所在地：古賀市青柳
（五所八幡宮）
太さ：約 2.6m
高さ：約 15m



⑲
樹種：サクラ
樹齢：約 100 年
所在地：古賀市筵内
（医王寺駐車場）
太さ：約 2.5m
高さ：約 9m



⑮
樹種：イチヨウ
樹齢：約 900 年
所在地：古賀市谷山
（愛鷹神社）
太さ：約 3.42m
高さ：約 16m



⑳
樹種：クスノキ
樹齢：約 200 年
所在地：古賀市川原
（森さん宅）
太さ：約 2.79m
高さ：約 15m

第3章 景観まちづくり構想

古賀市の景観まちづくりの現状や関連計画等を踏まえ、景観まちづくりの基本理念と行動指針、部門別景観形成の方針を定めています。

1. 基本理念

古賀市では、景観まちづくりの基本理念を以下のように定めます。

地域に愛着を持ち誇りうる景観まちづくり

第2章で整理したように、古賀市の景観の魅力は、以下の3つに大きく集約されます。

「自然美」：犬鳴の山並みなどの自然景、海岸の松原、大根川水系などの都市近郊の風致

「都市美」：商業・業務施設の立地する市街地や沿道環境の連なりの美観

「生活美」：住宅地環境、田園環境と調和した集落環境などの日常の暮らしの生活景

景観形成のためには、「自然美」「都市美」「生活美」のすべてが重要であることから、これら3要素が調和し、地域に愛着を持ち誇りうる景観まちづくりを基本理念として定めています。



2. 行動指針

「自然美」「都市美」「生活美」が調和し、地域に愛着を持ち誇りうる景観まちづくりを実現するためには、古賀市に集い、暮らし、働く私たちが、積極的に関わり、行動していくことが必要です。

まちづくりの主役である私たちが、地域に誇りを持ち、豊かな自然、田園、住環境、都市環境を守り育て、新たな魅力づくりを進めるために、自ら考え、行動していくための指針を以下に整理します。

● 私たちは、「自助」「共助」「公助」による共働の景観まちづくりを進めます

私たちは、市民、事業者、行政などのそれぞれの役割を認識し、「自助」「共助」「公助」による共働の景観まちづくりに取り組み、自然と文化を大切にしたい子孫が誇れる都市づくりを進めます。

● 私たちは、できることから始める景観まちづくりを進めます

景観まちづくりを実現するためには、一人ひとりが景観への理解を深め、自分のできることから景観まちづくりに取り組み、その活動を積み重ねていくことが重要です。私たちは、景観まちづくりの意義や取り組みをより多くの方々に知ってもらい、取り組みの輪を広げるためにも、日常生活でよく目にする身近な景観づくりなど、できることから始める景観まちづくりを進めます。

● 私たちは、手入れが続けられる持続可能な景観まちづくりを進めます

古賀市の景観の魅力を守り続けるためには、私たちが市民、事業者、行政などのそれぞれの立場から、美しい景観を維持するための「手入れ」を続けていくことが重要です。景観まちづくりの参加者が楽しみながら、お金に頼りすぎず、知恵を出しあって、効果を実感できる持続可能な取り組みを進めます。

● 私たちは、地域固有の資源を守りながら、創り育てる景観まちづくりを進めます

私たちは、地域固有の自然や歴史・文化を認識し、尊重するとともに、日常生活との調和を図りながら、それらの資源を守り続けていきます。また、古賀市の景観の魅力や地域の活力を高めるため、市街地の顔づくりや地域のイメージづくりなど、創り育てる景観まちづくりを進めます。

3. 部門別景観形成の方針

基本理念を踏まえ、より具体的な景観形成イメージの共有化を図るため、第2章で整理した「景観資源」の「緑地景観」「水辺景観」「里山・田園景観」「歴史・文化的景観」「都市的景観」の5部門に基づいて、景観形成の方針を整理しています。

(1) 緑地景観

古賀市全域について



犬鳴の山並みは、古賀市東部の広範囲に渡る面的な広がりをもっており、また、海岸部の松原は、北部の福津市の境界から南部の新宮町にかけて線状に存在しています。市内には、尾東山、鹿部山公園、岳越山公園、小野公園、興山園などの緑地・公園が数多くあり、特に鹿部山公園、興山園は市内を見渡せる眺望拠点となっています。

特徴的景観

① 海岸の松原

古賀市の海岸部には、玄海国立公園に指定された防風保安林としての松林が広がっています。これらの松林は保安林事業や市民活動団体等による清掃活動によって美しい景観が維持されています。



② 興山園

興山園は、四季折々の花が楽しめる古賀市最大の自然公園（個人所有）となっています。春には、数千本の桜が山の斜面を彩ります。頂上からは古賀市内を一望できます。



③西山

西山は、標高 645m の古賀市最高峰の山で、犬鳴山系の主峰です。山頂からは、鞍手郡の一带や福岡市まで一望でき、多くの登山客が訪れるトレッキングスポットとなっています。



④岳越山

青柳地区にある岳越山は、登山道が整備されており、頂上の展望台からは、古賀市内、新宮町、志賀島などを見渡すことができます。また、山麓に植樹された桜は、地域の人たちによる手入れがなされており、春には美しい景観が広がります。



⑤鹿部山公園

市街地の中にある自然が残された公園で、標高は 60m と低いものの、頂上の展望台からは古賀市内や相島などが一望でき、市民の憩いの場として親しまれています。



⑥古賀グリーンパーク

古賀グリーンパークは、古賀市内で最も大きな公園です。自然の地形を活かし、緑を多く取り入れた造りとなっており、市民の憩いの場になっています。特に束ヶ浦池の周囲に植えられたあじさいは、水辺空間と調和し、魅力的な景観となっています。



⑦小野公園

犬鳴山系の麓に位置する公園で、野球場やグラウンドを持つ多目的スポーツ公園です。市のスポーツ活動の拠点の一つとなっています。



課題

○松林の環境の悪化

古賀市の海岸の松林は、保安林事業や市民活動団体の活動もあって、良好な環境が維持されているものの、古賀市に隣接する地域においては、マツクイ虫などによる松枯れの被害が起きており、古賀市においても影響が懸念されています。

○竹林の拡大と森林の荒廃

山間部や里山において、手入れが行き届かず、放置されている竹林が増加しています。竹林の里山などへの拡大・侵入は、民家や道路などの生活環境、他の樹木の生育環境、森林の水源かん養機能などさまざまな環境への悪影響が危惧されています。

○採石による森林の喪失

古賀市東部においては、県知事の許可に基づく大規模な採石業が営まれています。これらの場所では、山腹の森林が失われている状態が目立っています。

方針

緑豊かな犬鳴の山並みや海岸の松原などを守り育てる景観まちづくり

施策の方向

◆古賀海岸に広がる松林環境の維持・保全を続けます

海岸部の松林は、古賀市を特徴づける貴重な景観資源であり、保安林事業や市民活動団体によって良好な環境が維持されていることから、今後も共働による適切な維持管理を続けていきます。

◆犬鳴の山並みの森林の維持・保全の継続と再生に努めます

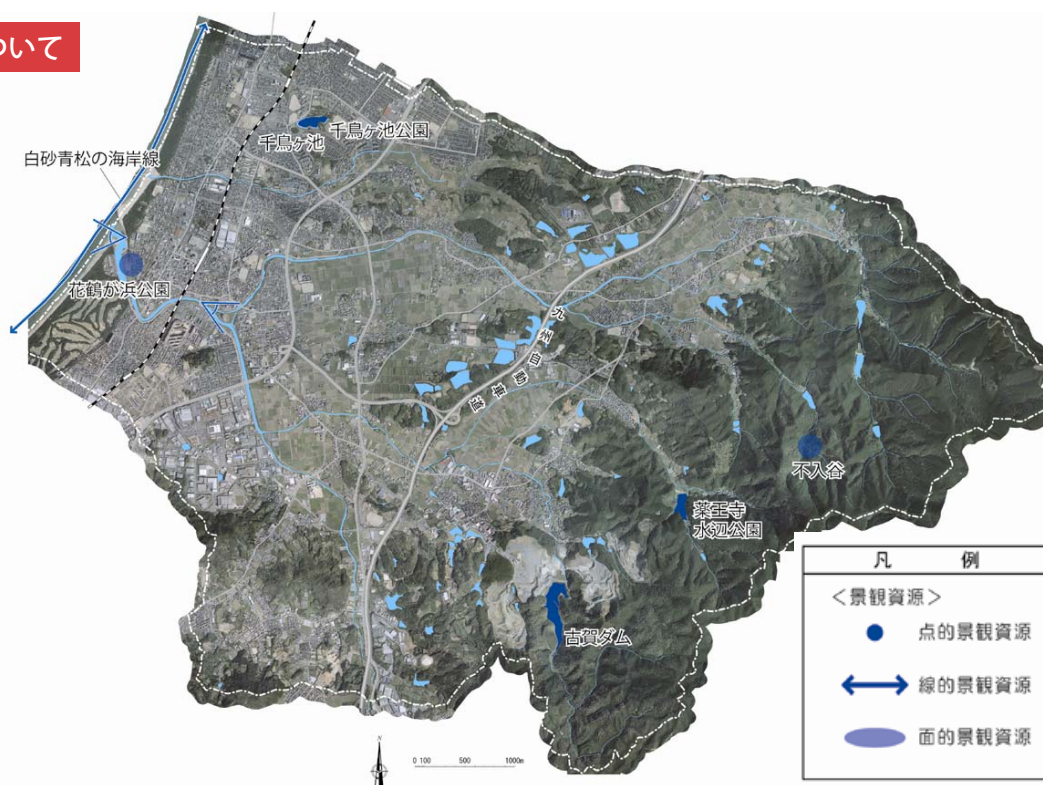
犬鳴の山並みは、古賀市の背景となる重要な景観要素であり、水源かん養や生態系を育む多面的な機能も果たしていることから、これらの緑地景観の維持・保全に努めます。採石場についても、県知事の許可終了後は修景や生態系の復元が適切に行われるよう事業者や県に働きかけていきます。

◆眺望景観の得られる景観資源の活用・保全を図ります

古賀市には、鹿部山公園・興山園など、素晴らしい眺望拠点が存在していることから、これらの緑地景観の活用・保全を図ります。

(2) 水辺景観

古賀市全域について



古賀市には、玄界灘に広がる海岸や大根川水系、中川水系の 2 つの水系、上水道や農業用水の確保のために整備された古賀ダムやため池など、数多くの水辺景観が存在しています。玄界灘に面する古賀市西部には、白砂青松の海岸線が南北に渡って広がっています。河川は、水源から河口までが市内で完結しており、上流から下流までの一連の風景が広がっています。また、市街地の貴重な緑空間である千鳥ヶ池公園をはじめ、薬王寺水辺公園、花鶴が浜公園など水辺空間を活かした公園が整備されており、市民の憩いの場となっています。

特徴的景観

①古賀海岸

古賀市の海岸線は、玄界灘を一望できる美しい砂浜です。中川河口には「潮騒橋」が整備されており、花鶴ヶ浜から福津市にかけて海岸散策が楽しめる「歩いてん道」コースとなっています。



②清瀧清流と桜並木

清滝地区では、地区内を流れる大根川沿いに桜並木が連なる景観が存在しています。初夏にはホタルが飛び交うほど、豊かな自然が残されています。



③薬王寺水辺公園

薬王寺水辺公園は、農業用溜池の河内池整備と合わせて造られた公園で、河内池を一周できる遊歩道があり、緑と水に親しみながらのんびりと散策できます。



④千鳥ヶ池公園

千鳥ヶ池を中心に整備された公園で、元の地形や生態系に配慮した水辺景観が広がっています。池を一周する遊歩道からはツクシオオガヤツリ、ヒメガマなどの植物やカルガモなどの野鳥が観測できます。



⑤花鶴が浜公園

玄界灘に面した花鶴川河口には、花鶴が浜公園が整備されており、市民の憩いの場として親しまれています。駐車場も整備されており、古賀海岸散策の出発地点になっています。



⑥古賀ダム

古賀ダムの周囲は、2.6kmほどあり、一帯を犬鳴山系の山々に囲まれています。上流からは清らかな山水が流れるなど、豊かな自然環境が残されています。



課題

○河川及び周辺環境の悪化

大根川水系の一部では、河川内で雑草や雑木が繁茂しており、生態系への影響や変化が懸念されています。また、雑草や雑木が繁茂した手入れの行き届いていない河畔では、ゴミの不法投棄や違法広告物の設置が行われるなど、環境の悪化が進んでいます。

○河川周辺の親水空間の不足

古賀市の河川流域には、清滝や薬王寺などにホテルの飛び交う清流や桜並木など、良好な河川環境が維持されていますが、現状では、河川に近づけるところが少なく、親水空間が不足しています。

方針

親しみの持てる水辺環境を創り育てる景観まちづくり

施策の方向

◆河川周辺環境の維持・保全を続けます

古賀市を流れる河川は、上流から下流にかけて連続した風景が広がっており、山間部、農村部、都市部を結ぶ貴重な空間となっています。また、市民活動団体の清掃活動などによって良好な環境が維持されていることから、今後も共働による適切な維持管理を続けていきます。

◆河川・水辺の親水空間の環境整備を進めます

河川流域には、清滝や薬王寺の清流をはじめ、薬王寺水辺公園やため池などの数多くの水辺空間が存在しています。これらの空間を市民の親しめる憩いの場として整備を行い、水と緑のネットワークによって有機的に結びつけることで、潤いのある環境づくりを進めます。

◆モデル地区での環境整備を進めます

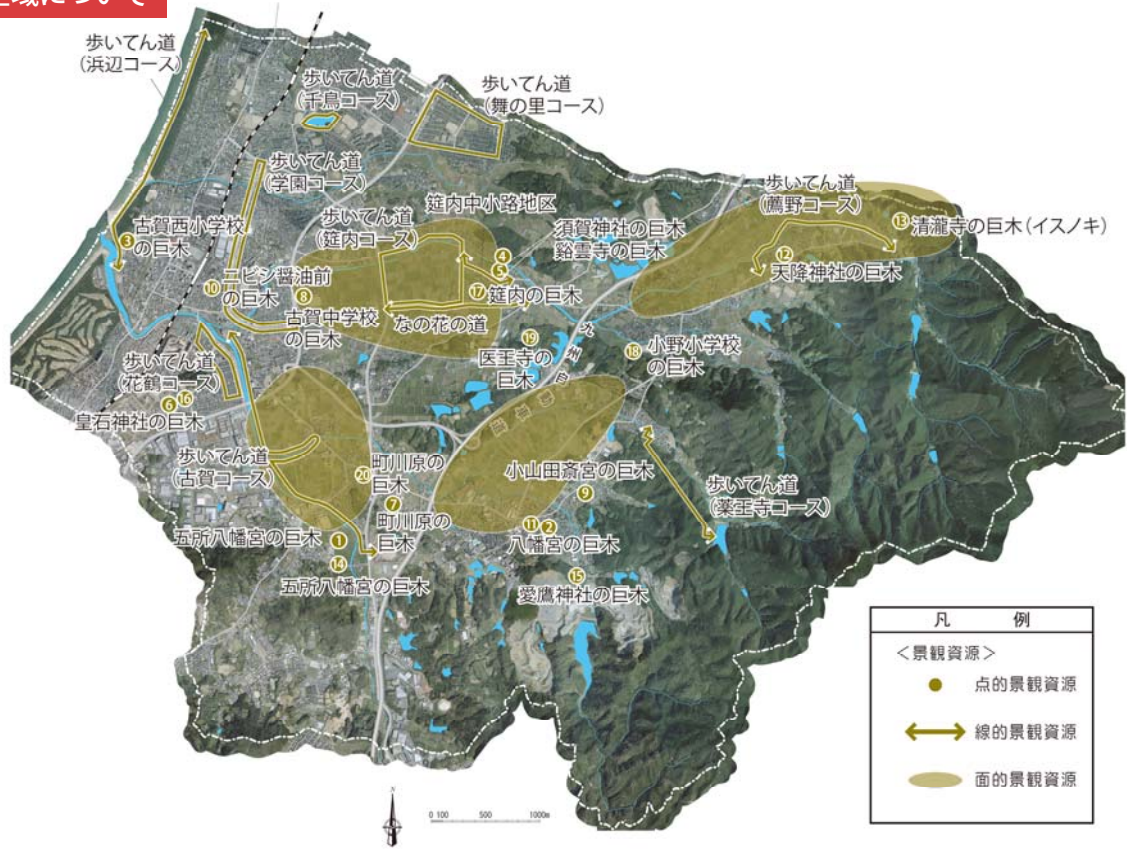
河川流域には、花鶴川河口や古賀橋付近などの良好な視点場があることから、景観上の重要性の高い場所においては、モデル地区指定を行い、市花のコスモスを活かした環境整備など、重点的に取り組みを進めます。

コスモスを活かした環境整備イメージ



(3) 里山・田園景観

古賀市全域について



古賀市の中央部には、広大な田園地帯が広がっています。田園地帯の周囲に広がる里山の麓には、古くからの農村集落や小山田斎宮、五所八幡宮などには鎮守の森が点在しており、のどかな里山・田園景観を形成しています。また、市内には 9 つのウォーキングコース「歩いてん道」が整備されており、四季の景色を楽しむことができます。

特徴的景観

①なの花の道

田園地帯の筵内地区では、なの花の道が地域の人々によって整備されており、春には、約 600 万本の菜の花畑を楽しむことができます。毎年 3 月下旬には、「なの花祭り」が開催され、多くの人でにぎわいます。



②小山田斎宮社叢

社叢には、スタジイ、イチイガシ、タブ、ネズミモチなどの巨木が群生した荘厳な環境が形成されています。特にイチイガシは、樹齢が千年を超えるものがあり、未来に残したい巨木にも選ばれています。



課題

○里山・田園環境の減少と土地利用の混在

里山・田園の景観が広がる地域では、都市計画法による土地利用の規制などが及ばなかったことから、住宅や工場などの開発が進んでおり、里山・田園環境の減少が生じています。また、住宅、工場、資材置き場などの土地利用の混在が目立ちます。

○里山・田園環境の荒廃

農業の担い手の高齢化や後継者不足などにより、休耕地の増加が見られます。また、手入れが行き届かず、放置された竹林の里山・田園への拡大・侵入は、農業環境にも影響を及ぼし、里山・田園景観を失わせています。

方針

原風景となる里山・田園景観を守り受け継ぐ景観まちづくり

施策の方向

◆田園環境の維持・保全に努めます

古賀市東部の平坦地を中心に広がる農地の存在は、市街地から犬鳴山系の山並みへとつながる一連の風景に奥行きを与え、古賀市の緑豊かな田園環境のイメージを形成する重要な役割を果たしています。こうした多様な機能を合わせ持つ農地については、農業政策との連携を図りながら今後も維持・保全に努めていきます。

◆里山・田園環境と調和した環境形成を進めます

田園地帯に立地する住宅地や施設等においても、農地との境界部の緑化を推進するなど、緑豊かな周辺環境と調和した環境づくりを進めることで、犬鳴山系の山並みとの風景の連続性を保つ景観形成を進めます。

◆里山環境の維持・保全に努めます

古賀市の田園地帯には、犬鳴山系につながる丘陵地が分布しており、その麓には多くの寺社仏閣と周囲に広がる鎮守の森などの里山環境が広がっています。これらの環境は、山並みと農村集落の一体的な景観を生み出す重要な要素であるとともに、水源かん養などの多面的な機能も有していることから、維持・保全に努めていきます。

③熊野神社

熊野神社は、記年銘のあるものでは市の中でも最も古い鳥居がある神社であり、鷲白山の森と一体になった明媚な景観を有しています。鷲白山の頂上からは、麓の田園風景を見渡すことができます。



④天降神社と絵馬

薦野集落の鎮守の森となっている天降神社には、市の指定文化財となっている飛天像や竜などの彫刻のある神殿があり、拝殿には、江戸時代末期につくられた絵馬などがかけられています。



⑤青柳宿

青柳宿は、唐津街道の宿場町として栄えてきました。現在は、大名が宿泊した「御茶屋」跡の隣に位置する青柳しょうゆや西の構え口の石積みが残されており、当時の面影を感じさせます。



⑥小松屋旅館

小松屋旅館は昭和2年の建築であり、唐破風（からはら）の屋根を配した玄関や連子窓（れんじまど）など、当時の面影を残す貴重な建築物です。



課題

○活用が不十分な歴史的資源

古賀市には、青柳宿の青柳しょうゆや薦野あまふりの天降神社、古賀駅前の小松屋旅館などの歴史的資源があるものの、点在しており、面的なつながりがないため、地域資源として十分に活用しにくい状況です。

○由緒ある歴史的資源の風化

天降神社あまふりなどには、江戸時代につくられた絵馬や彫刻などが数多く残されています。しかし、長年風雨にさらされてきたことで、原形を推測できないほど損傷しているものも見られるため、資源の保全が課題となっています。

方針

地域固有の歴史文化を守り伝える景観まちづくり

施策の方向

◆歴史景観資源の維持・保全の継続と活用を図ります

古賀市内には、数多くの歴史的資源が残されていることから、これらの資源を私たちの共有の財産として維持・保全するためのルールや体制の整備に努めるとともに、資源のネットワーク化を図るなど、景観まちづくりでの活用を図ります。

◆歴史的資源の発掘・魅力づくりを進めます

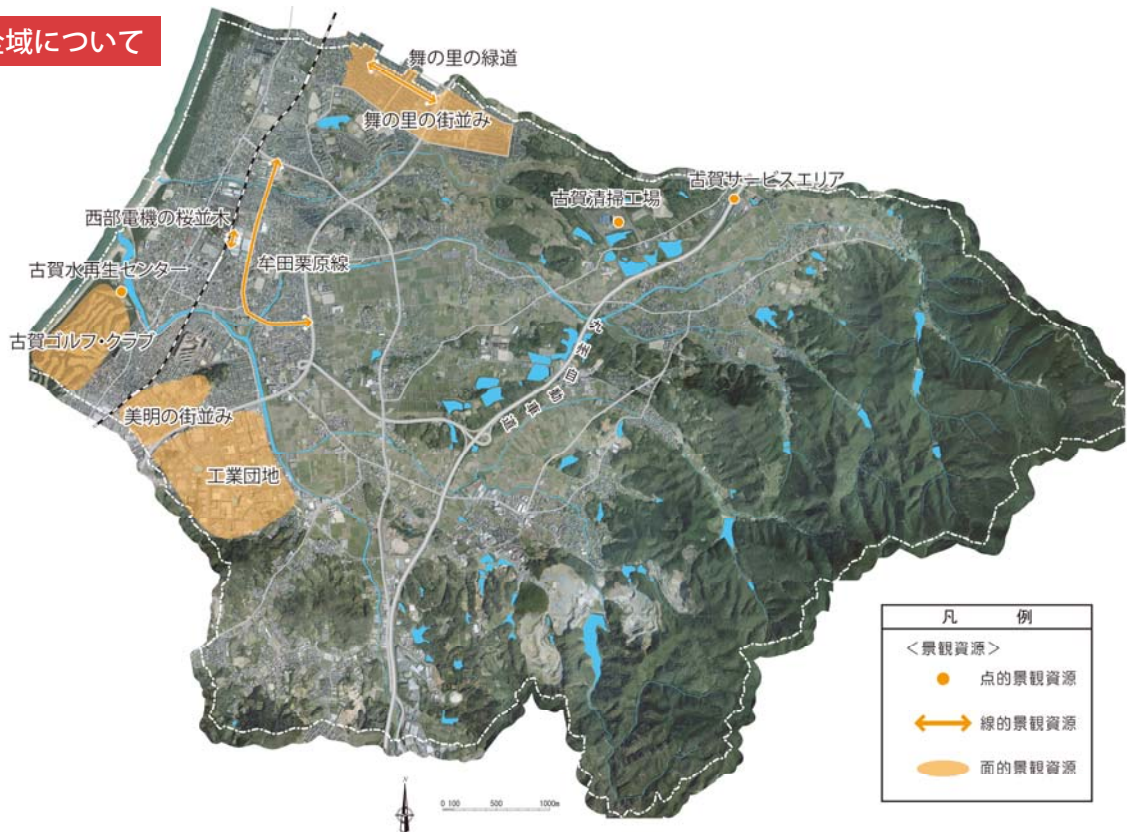
古賀市には、色姫の墓や薦野氏関連史跡など歴史的資源が存在していますが、認知度も低い状況であることから、地域にまつわる伝説や物語なども含めた歴史的資源の再発見や魅力づくりを進めていきます。

◆地域の伝統行事等を継承します

古賀市の歴史の中で育まれてきた祭りや行事などは、先人から受け継いできた暮らしの面影を残す文化的な資源として、次の世代に継承していきます。

(5) 都市的景観

古賀市全域について



古賀市は、国道3号と国道495号に囲まれた市街化区域を中心に都市的景観が広がっています。JR古賀駅周辺は商業施設や高層マンションが集積した市街地の景観となっています。舞の里地区や美明地区には、低層の戸建て住宅が並ぶ閑静な住宅地の景観が形成されています。国道3号と国道495号沿いには、数多くの商業店舗の立地が進んだ沿道景観が形成されており、工業団地では、敷地の外縁部を緑化するなど、独自の景観形成が行われています。

特徴的景観

①市街地景観

(JR古賀駅西口)

古賀市の玄関口であるJR古賀駅西口のエリアでは、駅前のメインストリートの電線地中化や、道路・歩道の整備が行われています。また、市民活動団体によるロータリーの花壇整備などが行われています。



(牟田栗原線)

古賀市中心部にある牟田栗原線では、歩道のバリアフリー化や花いっぱい運動、アダプトプログラムなどの景観まちづくりが行われています。



②住宅地景観

(舞の里地区)

古賀市の市街地の周辺部には、低層の戸建て住宅が並び閑静な住宅地景観が形成されています。特に舞の里地区では、建物周囲の植栽などの緑化が行われており、緑豊かな景観が形成されています。



(美明地区)

美明地区は、低層の戸建て住宅が並び閑静な住宅街であり、街並みに配慮した景観が形成されつつあります。JR 鹿児島本線の新駅として「ししぶ駅」も整備され、新たなまちづくりが進められています。



③工業地の景観

(JR 古賀駅近隣)

JR 古賀駅の近くに立地する企業では、線路側の敷地に通路と並行して桜の植栽が行われており、春には、きれいな桜並木の景観を楽しむことができます。



(工業団地)

工業団地では、敷地の外縁部を緑化するなど、独自の景観形成が行われています。特に青柳地区にある古賀市第四工業団地では、建築協定が結ばれており、緑化や景観に配慮したまちづくりが進められています。



課題

○周辺との調和を損ねる建築物の色彩や屋外広告物

国道3号や国道495号などの幹線道路沿いには、建築物の壁面を看板化した商業店舗が点在しており、原色に近い色彩のものが、周辺環境との調和を損ねています。特に国道495号は、歩道帯が狭い上に、歩道上にはみ出した電柱や屋外広告物なども見られることから、交通安全上の問題も生じており、景観と交通安全の両面からの環境整備が課題となっています。

○古賀市の「顔となる」JR 古賀駅西口・東口周辺の環境整備の必要性

JR古賀駅西口周辺では、商店街の空き店舗の増加などによって、街のにぎわいが失われつつあります。また、東口周辺では、広大な企業用地が駅周辺を占めている状況です。JR古賀駅西口・東口周辺は、古賀市の顔ともいべき場所であることから、駅周辺の魅力の向上や活性化に寄与する取り組みが求められています。

○防犯、防災面でも課題を抱えるコンクリート塀

古賀市内の住宅地では、道路の広さが十分に確保されていない地区が存在しています。これらの住宅地では、高さのあるコンクリート塀が、通行者へ圧迫感を与えており、地震などの災害時での倒壊の危険性や、見通しの悪さなどから防災と防犯の両面の課題を抱えています。

○未利用地の開発と合わせた景観形成の必要性

交通アクセスなどの利便性の高い地域の未利用地では、今後の開発を想定して秩序ある土地利用と良好な景観形成を進めていく必要があります。

○公共施設の景観形成の必要性

市街地には大規模な公共施設が多く存在しており、壁面の色彩などが周辺環境から目立ちやすいなど、周辺環境と調和を損ねるケースが見られます。

方針

都市の質と魅力を高める市街地景観まちづくり

施策の方向

◆良好な沿道景観の形成を進めます

主要な幹線道路においては、歩行者の安全面の機能を確保するとともに、周辺環境と調和した並木や緑化によって、緑豊かな潤いのある環境づくりを進めます。また、沿道の違反広告物の対策など、重点的に取り組みを進めます。

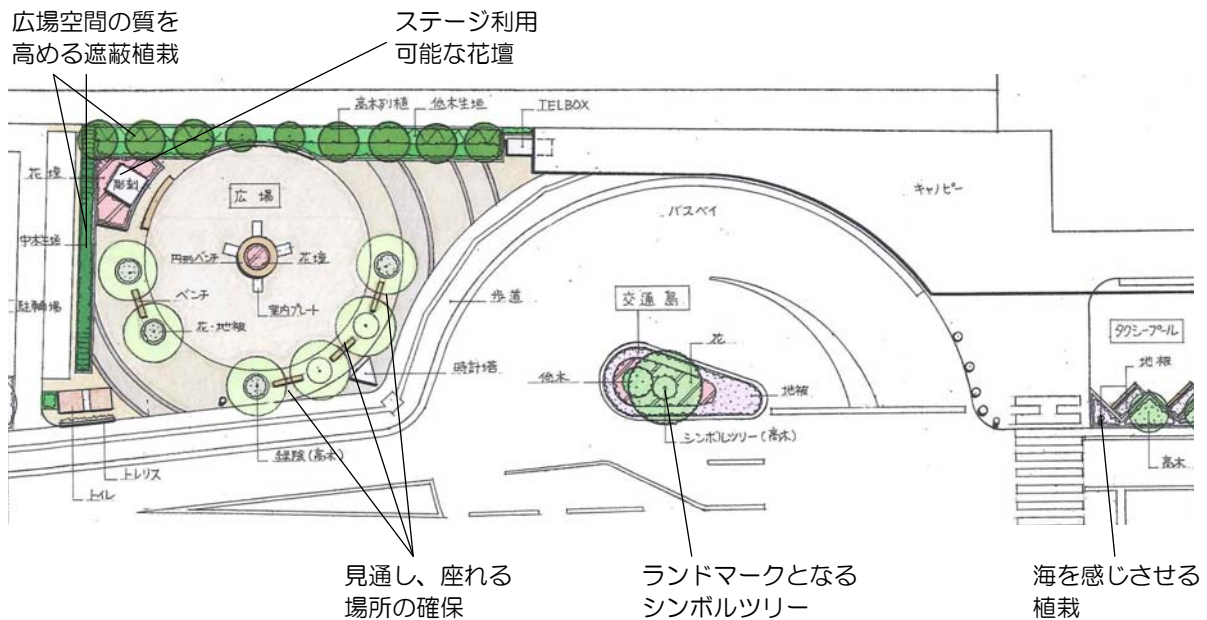
◆個性と魅力ある JR 古賀駅西口・東口周辺の景観形成に努めます

JR古賀駅西口・東口周辺は、「まちの顔」ともいふべき空間であることから、市民・事業者などとの協力関係づくりを行い、景観まちづくりの意義の浸透を図りながら、自然の豊かさを暗示させる植栽やシンボル・サインづくり、古賀市のイメージをあらわす空間としての活用ができる広場づくりなどの環境整備に共働で取り組みます。また、商店街の空店舗の有効活用を図るとともに、賑わいのある景観を創出するために、統一的な店舗看板の設置、イベントの開催など、個性と魅力ある商店街づくりに努めます。

◆工業団地や既存の工場における良好な景観形成を進めます

工業団地や既存の工場においては、敷地境界の緑化など、地域の環境に配慮した取り組みが行われていることから、今後もこれらの環境維持を目指します。また、今後大規模な開発が想定される地区では、土地利用と合わせて周辺環境と調和した景観形成を進めていきます。

JR 古賀駅西口周辺整備イメージ



プランターによる植栽緑化

◆公共施設の良い景観形成を進めます

公共施設において、オープンスペースや駐車場の緑化、壁面の塗装の色彩など、行政が景観に配慮した取り組みを率先して行うことで、市民に対して景観まちづくりへの取り組み姿勢をPRしていきます。

◆牟田栗原線周辺の景観形成を進めます

牟田栗原線では、花いっぱい運動やアダプトプログラムなどの活動が行われています。今後は、駐車場空間などを活用した緑化や道路環境と調和したオープンスペースのデザインなどを市民、事業者、行政が共働りし、さらなる良好な景観整備を進めていきます。

牟田栗原線周辺整備イメージ



市民・事業者・行政の
共働りによる植栽緑化

駐車場スペース
を活用した緑化



オープン
スペースの活用

シンボルや
サインの集約

道路環境と施設の
調和したデザイン

◆ゆとりある良好な住宅環境の整備に努めます

松林や田園地帯と隣接した低層住宅地では、都市計画により良好な住環境を維持しつつ、景観計画によるきめ細かいルールづくりを検討するなど、良好な景観形成を進めていきます。また、住宅地内の道路環境では、セットバックなどによって歩行者の安全を確保するとともに、生け垣や植栽などの身近な緑化の取り組みを地域の実情に応じて支援することで、緑豊かな潤いのある住環境の形成に努めます。

住宅環境整備イメージ



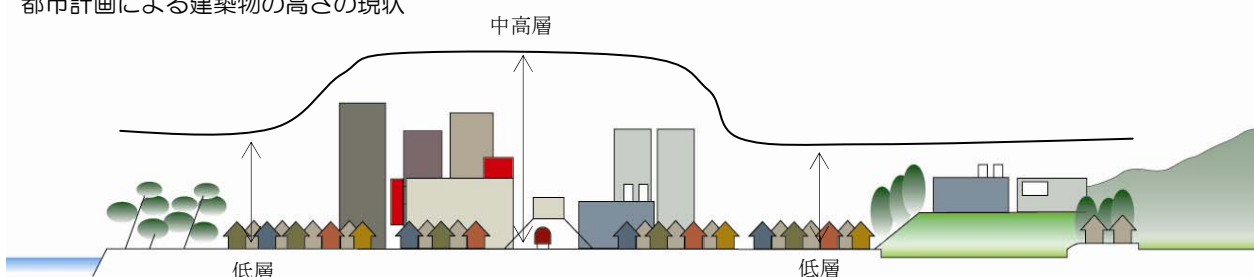
生け垣による緑化

壁面緑化

植栽による緑化



都市計画による建築物の高さの現状



4. 景観形成方針図

部門別景観形成の方針を踏まえ、景観形成方針図を整理しました。森林・里山の残る山間部と海岸・松原の広がる地域は、「自然美の維持保全エリア」として保全を図ります。田園風景の広がる農村地帯は、「自然美と生活美の調和形成エリア」として、市街地は「都市美と生活美の調和形成エリア」として景観形成を図ります。

また、重点的な景観形成を図るため、JR 古賀駅周辺景観形成エリアや牟田栗原線景観形成軸、沿道景観軸、河川景観軸を設定しています。景観資源の存在する場所では、水辺環境整備モデル地区や歴史景観資源保全エリアを設定し、良好な景観形成や維持・継承を図ります。

今後大規模な開発が想定される地区では、田園環境と調和した街並み形成エリアや土地利用と合わせた良好な景観形成エリアを設定し、周辺環境と調和した景観形成を進めていきます。



第4章 景観まちづくりの推進方策

第3章で掲げた景観まちづくり構想を実現していくために、市民、事業者、行政などの立場別の役割分担や具体的な事業を推進していくための方策について整理しています。

1. 役割分担

「自然美」「都市美」「生活美」が調和し、地域に愛着を持ち誇りうる景観まちづくりを実現するには、市民、事業者、行政が責任ある行動をとるとともに、協力関係を構築していくことが必要です。ここではそれぞれの立場での果たすべき役割について整理しています。

■市民の役割

身の回りの環境美化や家づくりの際の周辺景観への配慮など、身近でできることから始める景観まちづくりを進めます。また、景観まちづくり活動やイベントなどへの積極的な協力、参加を目指します。

【具体的な行動例】

家の回りでの緑化活動

清掃活動などの環境美化への参加

住宅の新築・増改築時の周辺景観への配慮

景観まちづくりに関わる活動やイベントへの積極的な協力・参加

■事業者の役割

施設周辺の環境美化や施設の改装、改築の際の周辺景観への配慮などを行うとともに、景観まちづくり活動やイベントなどへの積極的な協力、参加を目指します。

【具体的な行動例】

施設周辺の環境緑化、きめ細やかな維持管理の推進

施設の改装、改築の際の周辺景観への配慮

景観まちづくりに関わる活動やイベントへの積極的な協力・参加

■行政の役割

景観まちづくりの意義などを市民や事業者に伝える啓発活動や普及活動を継続的に実施していくとともに、景観まちづくりに関わる人材の育成や教育プログラムの構築を進めます。また、景観まちづくり団体や活動の支援や連携の場づくりを行い、景観計画・都市計画などのまちづくりの制度の活用、市民の自主的なルールづくりの支援などを行います。

【具体的な行動例】

景観まちづくりの普及や啓発活動の推進、情報の提供

景観まちづくりに関わる人材の育成、教育プログラムの推進

景観まちづくり団体や活動の支援、連携の場づくり

法制度等を活用した景観まちづくりのルールづくり

2. 推進方策

美しいまちづくりプランは、平成 33 年（2021 年）を目標年次とし、市民、事業者、行政が共働で古賀市の景観を守り育て、創り活かしていくための基本指針です。

これまで育まれてきた風土や景観をこれからも守り育て、子どもたちや孫たちに誇れる郷土を受け継いでいくために、「景観まちづくりのきっかけづくり」、「景観まちづくりの場づくり」、「景観まちづくりのルールづくり」を実践していきます。

（1）景観まちづくりのきっかけづくり

①景観まちづくりセミナー

【内容】

景観まちづくりに関する市民意識を高めるため、「環境」「色彩」「植栽」「生態系」など、景観まちづくりに関わりの深いテーマによるセミナーを定期的で開催します。セミナーでは、景観まちづくりの専門知識を提供するだけでなく、古賀市での景観まちづくり活動の PR や新たな景観大賞を設置するなど、積極的な啓発活動を行っていきます。長期的には景観まちづくりに取り組む大学等との連携を深め、専門性の高い人材育成の場としての展開を目指します。

【実施主体】

古賀市、市民活動団体

②景観まちづくり教育プログラム

【内容】

古賀市内の小学生高学年を対象にした景観まちづくり教育を環境教育の一環として実施し、子どもの頃から、「景観」や「まちづくり」に関心を深め、郷土を大切に作る心を育てます。

景観ウォッチングや松原・河川の清掃、休耕地を活用した取り組みへの参加、景観写真コンテストなどを開催し、自然の美しさなど、普段見落としている地域の魅力の再発見を目指します。また、市民や事業者の景観まちづくり教育への積極的な参加を促す支援制度についても検討を進めていきます。

【実施主体】

市民、事業者、市民活動団体、古賀市、古賀市内の小学校・中学校

③景観まちづくり体験フィールド

【内容】

古賀市では、河川や松原の清掃活動や里山の維持管理などが地域住民や市民活動団体によって行われています。また、歴史・文化的資源の保全・継承の取り組みも盛んです。さらに、近年は色彩やデザインなど景観に配慮した建築物も多く見られるようになってきました。

これらの景観まちづくりの実践の場を、体験型の景観教育フィールドとしても開放することで、新たな景観まちづくりの担い手づくりや人材育成の場としての展開を目指します。

【実施主体】

市民、事業者、市民活動団体、古賀市など多様な主体

(2) 景観まちづくりの場づくり

①市民活動団体の連携の場づくり

【内容】

古賀市内で景観まちづくりに関する活動を行う団体同士の連携を促進すると同時に、市民活動支援センターなどを活用して事務手続きなどの支援を行います。

市民活動団体のPRや市民・事業者との交流の場を設けるなど、市民活動の認知度向上を図るとともに、協力者・協力団体の拡大に向けた支援を行います。また、大根川水系の上流から下流まで一体的な景観まちづくりを考える連携会議の開催を目指すなど、分野別の市民団体ネットワークの構築を支援します。

【実施主体】

市民、事業者、市民活動団体、古賀市

②行政連絡会議の設置

【内容】

農林業、公共施設整備、歴史・文化や教育など景観まちづくりとの関連のある事業や取り組みにおいても、古賀市の目指す景観まちづくりの意義が十分に浸透するよう、関連部局が組織の枠にとらわれず横断的に集まり、定期的に情報の共有化を図る行政連絡会議を設置します。また、事業の実施前に景観への配慮についての状況を確認できる体制をつくります。

【実施主体】

古賀市、福岡県、国

③景観協議会の設置

【内容】

景観まちづくりを推進していくためのルールなどの基準づくりを担う景観協議会の設置を進めます。さらに、必要に応じて地域の景観まちづくりの推進や発展を支援する地域ごとの景観協議会や、広域での連携が必要な水辺、緑地、歴史・文化資源など分野別の景観協議会の設置についても検討を行います。また、活発な景観まちづくり活動が続くよう、支援体制についても検討を行います。

【実施主体】

市民、事業者、市民活動団体、古賀市

④周辺自治体との広域連携の場づくり

【内容】

古賀海岸沿いの松原の保全や松原沿いの低層住宅環境など、複数の市町にまたがって連続する景観を維持・保全するために、協力体制の構築や共通のルールづくりの可能性を検討します。長期的には、国道3号や国道495号の沿道景観についても、屋外広告物の共通基準づくりなどの検討を目指します。

【実施主体】

古賀市及び周辺自治体

(3) 景観まちづくりのルールづくり

①景観計画の策定

【内容】

景観行政団体へ移行し、古賀市全域を景観計画区域とした計画の策定を目指すとともに、景観への影響が大きい大規模な建築物を対象とした高さや色彩などの基準づくりや未来に残したい巨木の景観重要樹木の指定、歴史・文化的資源の景観重要建造物の指定などを検討します。

長期的には、住民の発意などにより、積極的に景観整備を進める地区を「景観重点地区」として位置づけ、より詳細な基準づくりなどを進めることを目指します。

【実施主体】

古賀市

②景観ガイドライン（植栽や色彩など）の策定

【内容】

古賀市が率先して景観形成を図るため、公共建築物の形態意匠や色彩の基準、周囲のオープンスペースや道路の植栽などのガイドラインを定め、実践していきます。また、住宅や工場などの環境についても、古賀市の風土を踏まえた樹種や植栽デザインなどを推奨するなど、古賀らしさを創出する緑化ガイドラインを定めて、協力を呼びかけていきます。

【実施主体】

古賀市

③屋外広告物条例の制定

【内容】

住民からの発意など、屋外広告物に対する景観まちづくりの機運の高まりを受け、将来的には、福岡県から屋外広告物条例を古賀市に移管し、周辺自治体との整合性を図りながら、独自の基準づくりを検討します。

【実施主体】

古賀市

④環境保全に関する制度づくり

【内容】

古賀市の里山・田園環境の維持・保全を図るため、森林緑地環境保全条例の活用や景観まちづくりに関する支援制度の導入を検討するなど、古賀らしい環境づくりを進めるために、独自性や実効性のあるルールや制度づくりを進めます。

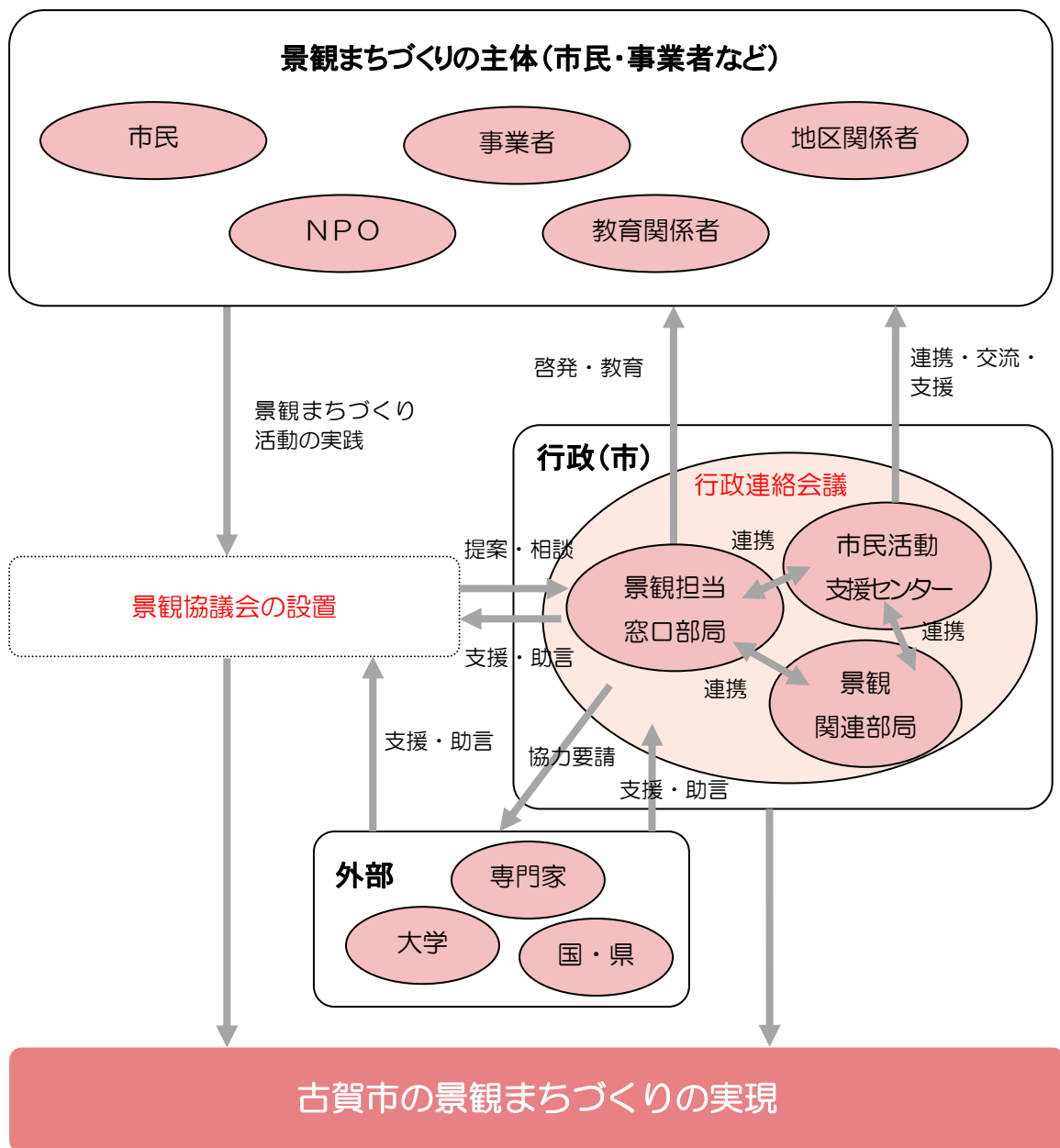
【実施主体】

古賀市

3. 推進体制

古賀市の景観まちづくりを推進していくために、主体となる市民や事業者とそれを支える行政との共働の体制づくりを進めていきます。

市民活動団体の連携・交流・支援を行う『市民活動支援センター』、景観まちづくりを推進するための窓口・事務局機能やルールなどの基準づくりを担う『景観協議会』、景観まちづくりに関連する事業の調整を図る『行政連絡会議』の3つの組織を有機的に機能させることで、古賀市の景観まちづくりの実現を図ります。



4. 推進スケジュール

古賀市では、本計画に位置づけられた推進方策を下記のようなスケジュールで、展開していきます。

	事業内容	短期	中期	長期
① 景観まちづくり	①景観まちづくりセミナー (景観大賞等の設置)	→ (専門的人材育成)		
	②景観まちづくり教育プログラム (制度設計)	→		
	③景観まちづくり体験フィールド (制度設計)	→		
② 景観まちづくり	①市民活動団体の連携の場づくり (場の構築)	→ (連携事業の展開)		
	②行政連絡会議の設置	→		
	③景観協議会の設置 (制度設計)	→	→ (地域別、分野別への展開)	
	④周辺自治体との広域連携の場づくり (事前協議)	→		
③ 景観まちづくり	①景観計画の策定		→ (制度設計)	→ (普及・啓発)
	②景観ガイドラインの策定 (植栽や色彩など)		→ (制度設計)	→ (普及・啓発)
	③屋外広告物条例の策定		→ (制度設計)	→ (普及・啓発)
	④環境保全に関する制度づくり		→ (制度設計)	→ (普及・啓発)

古賀市美しいまちづくりプラン

平成23年10月

<編集・発行>

古賀市役所 都市計画課 土地利用政策係

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号

(電話) 092-942-1268

(e-mail) tochisei@city.koga.fukuoka.jp